第2編 災害予防計画

第1章 市民相互が支えあうまちづくり(地域防災力の向上)

第1節 市民の防災行動力の向上

第1 防災知識の普及

《方針》

災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図る。

《計画》

防災知識の普及

- 1 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発
- 2 学校教育、社会教育における防災教育
- 3 事業者等に対する防災教育
- 4 災害教訓の伝承

●主な担当部局・関係機関

危機管理課・人権政策課・福祉部・こども未来部・都市計画推進部・都市基盤部 上下水道局・消防局・教育委員会・都市活力部

1 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発

災害時における行動基準、各家庭における対応の指針等、防災に関する知識の普及を図り、市民等の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点又は性別に配慮した視点をふまえた体制が整備されるよう努める。また、女性をはじめとした多様な主体の参画や、ボランティアのネットワーク化等を推進することにより、地域コミュニティの活性化・地域防災力の向上を図るとともに、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取り組みを支援・強化し、社会全体としての防災意識の向上を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組むとともに、防災(防災・減災への取り組み実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携により、高齢者など支援が必要な人々の避難協力に対する理解の促進を図る。

(1)普及啓発内容

ア 災害の知識

- (ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあることなど、 様々な災害の形態や危険性
- (イ)各防災機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ)地域の地形、危険箇所
- (エ)過去の災害から得られた教訓の伝承
- (オ)地域社会への貢献
- (カ) 応急対応、復旧・復興に関する知識

イ 災害への備え

- (ア)最低3日間できれば1週間分程度の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、紙おむつなどの乳幼児用品等の生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品(貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等)の準備
- (ウ) 自動車等へのこまめな満タン給油等
- (エ)飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋、施設、壁、擁壁 の予防・安全対策
- (カ)指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り組み等)の確認
- (キ)住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (ク) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
- (ケ) 地震保険・共済、火災保険・共済への加入の必要性
- (コ)警報等発表時や高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保といった5段階警戒レベル の意味や避難情報の発令時にとるべき行動
- (†)様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動

ウ 災害時の行動

- (ア)身の安全の確保方法
- (イ)情報の入手方法
- (ウ)気象予警報や避難情報等の意味
- (エ)緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (オ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (カ) 避難行動要支援者への支援
- (キ)初期消火、救出救護活動
- (ク)心肺蘇生法、応急手当の方法
- (ケ)避難生活に関する知識
- (3)津波に対する基本事項
- (サ)自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (ジ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- (ス)災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

(2)普及啓発の方法

ア パンフレット等による啓発

防災パンフレットや防災マップ、浸水ハザードマップ等を作成、活用するとともに、広報誌及びジェイコムウエスト、防災市民講座、防災パネル展等により普及啓発を推進する。

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、外国語版、点字版等のパンフレットや声のテープの作成、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

イ 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の担当部局・関係機関が連携して促進・活用による普及啓発に努める。

2 学校教育、社会教育における防災教育

災害に対する知識、避難の方法、心得等について、小中学校の児童生徒を対象に安全教育の一環としてその徹底を図る。また、市及び大阪府は必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなど生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(1) 防災教育

ア 小中学校において、救命講習や防火・防災教育を通じて、災害の原因、実態及びその対策、気象予警報や避難情報等の意味、身の安全の確保方法・避難方法等の学習を行う。 イ こども園等で遊び等を通して、乳幼児期における防災知識の普及を図る。

(2) 防災訓練

教育課程の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、 避難行動等について習得を図る。

(3) その他の教育活動

社会教育の一環として、公民館講座等を通じて防災教育を行う。

(4) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

3 事業者等に対する防災教育

事業所及び防災上重要な施設の管理者に対し防災教育を実施し、出火防止、初期消火及び避難等の災害時における行動力、地域との連携など自主防災体制の強化を図る。

- (1)防火管理者、防災管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員等に対する講習会、説明会等を実施し、事業所等の災害時における防災意識の普及を図る。
- (2) スーパーマーケット、工場等多数の人が出入り又は勤務する事業所においては、消防計画等の作成、訓練、避難誘導対策等に対する指導を行う。
- (3) 小規模事業者の自然災害に対する事前対策を商工会議所と共同で促進する。

4 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2 自主防災活動の充実・強化

《方針》

市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

《計画》

自主防災活動の充実・強化1自主防災組織の組織化
22自主防災組織の育成及び活動
33自主防災活動の環境整備
4事業所の自主防災体制の強化
5地区防災計画の策定等

●主な担当部局・関係機関

危機管理課・消防局・市民協働部・都市活力部・福祉部・こども未来部 教育委員会・健康医療部

1 自主防災組織の組織化

地域団体等と連携して、近隣防災圏・地区防災圏を単位として、また、市民の自主性を尊重 しながら小学校区など地域に密着した組織を単位として、市民による自主的な防災組織の結成 及び育成に努めるとともに、これらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の 整備を進め、地域防災の充実強化を図る。

市民、自治組織、事業者及び各種団体は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

2 自主防災組織の育成及び活動

自主防災組織の活動は、災害発生時、特に初期活動にその機能を発揮するため、平常時における継続した防災研修と防災訓練が必要である。

平常時の継続した取り組みを支援するため「豊中市自主防災組織等育成要綱」にもとづき活動を支援する。

【自主防災組織の活動】

区 分	平常時の活動	災害発生時の活動
点検	地域内の安全点検、防災資機材の点検整備	
情報・連絡	防災に関する啓発活動	情報収集・伝達
消火	出火防止・初期消火の啓発、消火訓練	出火防止・初期消火
救出・救護	救出・救護訓練	救出・救護
避難誘導	避難誘導訓練	避難誘導
給食・給水	給食・給水訓練	給食・給水
指定避難所	避難路、指定避難所、家族との連絡方法等の確認 指定避難所の運営訓練	給食・救援物資の配付 指定避難所の運営管理

3 自主防災活動の環境整備

災害時に自主防災組織の活動を期待するためには、平素から防災に関する知識や技術の習得 が重要であり、そのための環境整備を行う。

- (1) 防災講習会の開催及び職員の派遣を行う。
- (2)地区防災圏ごとに自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。
- (3) 自主防災組織に対して、防災マップ等の作成支援を行う。
- (4) 防災に関する講座等の開催を通じて、自主防災リーダー等の人材育成に努めるとともに、 多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施 を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (5) 火災予防講習会の開催・初期消火・救出救護・避難など各種防災訓練の指導、助言を行う。
- (6) 自主防災活動団体同士の連携を図る。

資料:予防-1 コミュニティ防災資機材庫整備一覧表

4 事業所の自主防災体制の強化

事業者は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び大阪府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。なお、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1)事業継続計画(BCP)の策定・運用

- ・事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要がある。そのため、そのマネジメントのための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。
- ・防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画点 検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライ チェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメン ト(BCM)を通じて、企業防災の推進に努める。

(2)事業所の自主防災体制の確立

- ・市及び大阪府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援するととも に、消防防災協力事業所の育成支援などにより事業者の防災力向上を促進する。
- ・また事業者は、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から災害の発生を防止し、又は災害が発生した場合にその被害を最小限にくい止めるため、事業所の自主防災体制の強化に努める。さらに、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- ・事業所の自主防災体制確立のため、事業所の実態・規模等に応じた防災計画の作成を指導 する。
- ・防火・防災管理義務を有する事業所については、消防法に基づく消防計画の中に、自主防 災体制の確立の対策について指導していく。
- ・事業所は、隣接事業所との共同自主防災体制の確立に努めるとともに、地域(市民)との 相互協力による自主防災体制の充実・強化の推進を検討する。
- 事業所内の自主防災体制の強化及び地域との相互協力のための指導を行い地域防災力を高める。

(3)事業所のその他の防災活動

- ・地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応 するための災害毎の規定(水防法等)により、自然災害からの避難を含む計画を作成す る。
- ・豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

5 地区防災計画の策定等

一定の地区(小学校区等)内の住民及び事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む)(以下、「地区居住者等」という。)は、地区の防災力向上のための取り組みについて自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案することができる。

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

地区防災計画の策定にあたっては、内閣府が作成する地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書等の活用に努める。

6 事業者、団体等の地域防災活動への参画促進

市内の事業者は、災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献等)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクマネジメントの実施に努める。具体的には事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努め、従業員・利用者等の安全を確保するとともに、的確な防災活動により地域における災害を拡大させないよう、自主防災体制を整備・充実させる。

第2節 防災訓練

《方針》

市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

《計画》

防災訓練	1	総合的防災訓練
	2	個別防災訓練
	3	事業所の防災訓練
	4	市民の防災訓練

●主な担当部局・関係機関

危機管理課•消防局

1 総合的防災訓練

関係機関及び住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的な訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等を実施する。

また、大阪府等と連携し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、他市町等との広域的な訓練を実施する。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点又は性別に配慮した視点に十分配慮するよう努める。

2 個別防災訓練

非常通信訓練、非常参集訓練などの複数の部局に関連する防災訓練や消防訓練、水防訓練等の所管事務に係る訓練を定期的に実施する。

3 事業所の防災訓練

事業所が定期的に実施する消火、通報、避難などの訓練に対し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しつつ、実態にあった実践的な指導を行う。

4 市民の防災訓練

市民は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防災の基本にたって適切な行動がとれるよう、平素から防災に必要な知識、技術の習得のための防災訓練を行うとともに、市が実施する防災訓練等にも積極的に参加する。

また、市は、市民主導で実施する防災訓練に対し指導・助言を行うとともに必要な知識、技術が習得できるよう合同防災訓練などの周知を行い、参加を促す。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理(災害に直面した場合に避難することを 躊躇することが多い)も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理 性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者を あらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮する よう努める。

第3節 ボランティア環境の整備

《方針》

ボランティアに対する市民の意識づくりとともに、活動分野の需要の把握や受け入れ及び連携を図るための体制づくりを推進するなど、ボランティア環境の整備に努める。

《計画》

ボランティア環境の整備 1 ボランティア調整機関の整備

2 ボランティア活動の支援

●主な担当部局・関係機関危機管理課・人権政策課・福祉部

1 ボランティア調整機関の整備

(1)基本的な考え方

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は、府と連携し、地域のボランティア活動の支援を行う。

- ア 市は、豊中市社会福祉協議会(災害支援ボランティアセンター)と連携を図るための協 定を締結し、その活動に対し支援と協力を行う。
- イ ボランティアの受け入れや活動方針の決定、人員の検討については、調整機関の豊中市 社会福祉協議会の自主性を尊重する。
- ウ 市及び大阪府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- エ 市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関等と連携して、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。
- オ 市は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者 をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整 備を図る。

(2)平常時からの連携

- ア 平常時から豊中市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動のリーダーの育成を図る とともに、次の機関又は組織等へ協力の依頼を行う。
 - (ア)豊中市社会福祉協議会のボランティア組織
 - (4)とよなか国際交流協会など、国際交流団体や外国人等の支援団体
 - (ウ)住民組織
 - (工)企業労働団体
 - (オ)一般ボランティア
- イ ボランティア活動に対する理解を深めるため、「防災とボランティアの日」及び「防災 とボランティア週間」等の諸行事を通じ、ボランティア意識の高揚等を図る。

2 ボランティア活動の支援

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点の提供、資材の調達、活動時の保障・保険制度、ボランティア人材の事前登録等についてのルールづくりなど、活動のための環境づくりを進める。

第4節 市民一人ひとりが行う防災対策

《方針》

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防 災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う。

《計画》

市民一人ひとりが行う防災 1 災害危険度

新校

2 家庭内備蓄

3 避難行動

4 地域におけるコミュニティづくり

●主な担当部局・関係機関

危機管理課

1 災害危険度について

- (1) 想定外の災害が起こりうることについて理解する。
- (2) 防災マップ等で自分の住む地域やその近所、通勤・通学路等で起こりうる災害と危険度を 確認する。
- (3) 氾濫の危険のある水路や中小河川、急傾斜地やブロック塀など、災害発生時に危険となり うる箇所がないか確認する。

2 家庭内備蓄について

- (1)家族で3日分以上(1週間程度が望ましい)の食料と1人1日3リットル分の水を備蓄する よう努める。
- (2)家庭で備えた食材をふだんの食事で使いながらなくなったものを買い足すローリングスト ックを進める。
- (3) 災害時に活用可能な資機材等整理するとともに非常時持ち出し品を検討・準備する。
- (4) 高齢者や障害のある人、乳幼児のいる家庭やペットを飼っている家庭等は備蓄品について 特に検討を行う。

3 避難行動について

- (1) 災害時に早期の避難を原則とし、自らの判断で適切な避難行動をとるために必要な防災情 報の収集方法について確認するとともに避難のタイミング等を検討する。
- (2) 避難場所、避難経路、家族の集合場所等を決めておく。
- (3) 指定避難所・指定緊急避難場所を確認する。
- (4) 災害時伝言ダイヤルや災害掲示板の利用方法を確認しておく。
- (5) 避難先について、指定緊急避難場所が開設されていない場合等を考慮し、自宅より安全な 親類や知人宅等を利用できるような関係づくりに努める。
- (6) 避難に時間のかかる高齢者や障害のある人、乳幼児のいる家庭やペットのいる家庭等は特 に避難のタイミングや避難先について検討を行う。

4 地域におけるコミュニティづくり

- (1) 日頃から隣近所とあいさつを交わし顔見知りになっておく。
- (2)地域の行事に積極的に参加する。

第2章 災害に柔軟に対応するまちづくり(災害予防対策の推進)

第1節 災害に強いまちの整備

第1 防災生活圏の形成

《方針》

近隣防災圏、地区防災圏、市域防災圏といった生活圏の広がりに応じた防災機能をもつ防災生活圏の形成に努める。

《計画》

防災生活圏の形成 1 防災生活圏の形成

●主な担当部局・関係機関

危機管理課•市民協働部•都市計画推進部•都市基盤部

1 防災生活圏の形成

(1) 近隣防災圏

災害発生時にとりあえず自分自身や自分の家族等を安全に守るための避難空間を身近に確保するため、市民が主体となって活動する基礎的な単位として、例えば個人の庭を緊急避難空間として活用したり、避難路沿道の生け垣化や路上駐車・駐輪を排除するなど、市民が相互に支え、助け合うしくみやそれを支援するしくみを構築し、地域の防災力の向上を図る。また、避難空間となるポケットパークの整備や避難時の障害を改善するためのバリアフリー事業を進める。

(2) 地区防災圏

災害により住まいの安全が脅かされたときのため、避難場所を確保するとともに、市民などの自主的な防災活動を支援する拠点を確保するため、おおむね小学校を地区防災拠点として位置づけ、平常時は市民の防災意識の高揚や防災コミュニティの育成の場として、災害時には自主防災活動拠点などとして活用を図る。

(3) 市域防災圏

災害時に市災害対策本部を設置して、速やかに災害応急活動にあたるとともに、災害発生時の市民自らの自立を支援し、速やかな復旧に努める。また、市民自らの自立を支援する拠点の整備や災害応急・復旧活動が速やかに行える体制の整備・充実を図る。

第2 災害に強い都市構造の形成

《方針》

市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する。

《計画》

災害に強い都市構造の 1 面的な整備事業の推進

形成 2 住民主体のまちづくりの支援

3 防火地域等の指定

●主な担当部局・関係機関

都市計画推進部 • 都市基盤部

1 面的な整備事業の推進

災害に強いまちづくりを促進するため、建築物の不燃化、耐震化促進という観点から各種事業、規制・誘導を行うとともに、都市基盤や住宅・住環境等の総合的整備に努める。

また、関係権利者や市民の理解と協力を得ながら面的整備を推進し、建築物の不燃化・空地 の確保・都市基盤の整備によって、地域の市街地環境や防災性の向上に努める。

2 住民主体のまちづくりの支援

建築物等の規制誘導など、住民が主体となった地区のルールづくりを、コンサルタントの派遣 や助成制度等により支援する。

3 防火地域等の指定

防火地域、準防火地域等の地域地区制度の活用を図るなど建築物の不燃化を誘導する。

第3 防災空間の整備・充実

《方針》

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努める。

《計画》

防災空間の整備・充実	1	地域防災拠点の整備
	2	防災道路・緑地軸の整備
	3	防災空間の整備・充実
	4	防災活動拠点の整備・充実
	5	市街地緑化の推進

●主な担当部局・関係機関

危機管理課·環境部·都市計画推進部·都市基盤部·消防局

1 地域防災拠点の整備

応援部隊の受け入れ、活動及び物資輸送等の拠点として、大阪府が整備する後方支援活動拠点(服部緑地)と連携した地域防災拠点の整備に努める。

資料:予防-8 緊急交通路路線図

2 防災道路・緑地軸の整備

災害時に同時多発する火災に対し、延焼を防止するとともに、市民が安全に避難場所に到達できる避難路として、また二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救助活動の阻害を防止するため幹線道路等による防災道路・緑地軸の形成を図る。また、南北方向と東西方向の幹線道路のネットワークが形成できるよう未整備の都市計画道路について整備を推進する。

3 防災空間の整備・充実

市街地における公園・緑地は、良好な環境保全、スポーツ・レクリエーションの場としての機能を持つと同時に、災害時における避難場所或いは救援活動などの拠点として防災上重要な役割を持っており、環境と共存できる安全な都市の形成を図るため、緑地のネットワーク化や防災緑地網の形成を検討する。また上記1の地域防災拠点の整備との整合を図りながら、地震被害想定で被害が多く発生すると予測されている地域を中心に、防災機能を備えた都市公園等の防災空間の整備・充実に努める。

【防災公園】

北	部エリア	野畑南公園
中	部エリア	ふれあい緑地((第4街区))
南	部エリア	野田中央公園

≪選定理由≫

次のいずれにも該当する公園

- ・敷地面積が1ha以上の公園(指定緊急避難場所・広域避難場所)
- ・災害時応援受け入れ拠点になっていない公園及び今後整備予定のない公園
- ・車の寄り付きに支障がなく、災害時トイレ機能がない公園
- ・応急仮設住宅の建設候補地になっていない公園

4 防災活動拠点の整備・充実

災害時に種々の災害応急対応活動を迅速、的確に実施するため、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災活動拠点として以下のとおり位置づけ、耐震性能の確保(2 次構造材を含む)、通信情報システムの充実など防災機能の向上を図る。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

【防災活動拠点】

防災中枢拠点	・市役所、消防局・消防署、上下水道局庁舎
市域防災拠点 (括弧内は、主な機能)	・市立豊中病院・保健所・医療保健センター・庄内保健センター (医療)、すこやかプラザ(ボランティア、健康)、火葬場、千里 体育館(遺体安置)、豊島体育館(物資)、クリーンランド・環境 事業所(ごみ)、浄水場・配水場・下水ポンプ場・下水処理場 (上下水道) ・庄内出張所・新千里出張所(相談)、維持修繕事務所(復旧)
地区防災拠点 (括弧内は、主な機能)	• 小学校(情報、物資、指定避難所)
応援受入拠点	・服部緑地公園(消防、警察、自衛隊)、大曽公園(給水)、大門公園・菰江公園(消防)

5 市街地緑化の推進

延焼遮断効果の期待できる広幅員の道路については、緑化等による防災機能の強化を図るとともに、民間の建築物についても緑化の助成(生垣緑化助成金交付制度)等の措置の活用を図り市街地の緑化に努める。

第4 建築物の安全対策

《方針》

地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、災害廃棄物発生量の減少に努め、早期の復旧・復興に寄与するため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係機関と連携し、市域における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する。

《計画》

建築物の安全対策 1 建築物の耐震診断・改修の促進

2 工作物等の安全対策

3 文化財等の保護対策

●主な担当部局・関係機関

国土交通省·大阪府池田土木事務所·危機管理課·財務部·都市計画推進部 教育委員会·消防局

1 建築物の耐震診断・改修の促進

「住宅・建築物耐震 10 か年戦略 大阪」を踏まえて改定した「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震性が不十分な建築物について、関係機関との連携のもと耐震診断及び耐震改修を計画的に促進する。

(1) 市有建築物の耐震化

- ア 2 次構造部材の落下物対策(天井の脱落防止等)、エレベーターにおける閉じ込め防止対 策等を図る。特に非構造部材の特定天井について、計画的に耐震化を推進する。
- イ 市有建築物のコンクリートブロック塀について、総合的な安全対策を撤去等により推 進する。
- ウ 小中学校の開放型渡り廊下や屋外階段について、耐震診断に基づき計画的に耐震化を推 進する。
- エ 老朽化や機能面等から長期的活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化を行うことを検討の上、建替え等により耐震化を推進する。
- オ 耐震化を進める際には、関係課との連携のもとに庁内調整を図り、総合的、計画的に推進する。
- カ 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 民間建築物

- ア 木造住宅の所有者に対する耐震化の普及啓発(戸別訪問・ダイレクトメール等)、多数 の者が利用する建築物の所有者に対する耐震化の普及啓発(ダイレクトメール等)、相談 しやすい窓口の整備(木造住宅耐震相談コーナー等)、広報・ホームページ等を活用した 耐震化の情報提供などにより、耐震化促進のための確実な普及啓発を行う。
- イ 耐震化を行う所有者を支援するため、耐震診断補助や木造住宅を対象とした耐震設計補助、耐震改修補助、除却補助、分譲マンションを対象とした耐震設計補助、耐震改修補助

を実施する。制度の拡充を検討するとともに、「木造住宅耐震改修工事施工者登録制度」などによる情報提供を行う。

- ウ 地域特性に応じた耐震化の普及啓発活動、南部地域における耐震化の取り組みなど、地域特性に応じた施策を展開する。
- エ 施設管理者は、天井の脱落防止等、2次構造部材の落下物対策、エレベーターにおける 閉じ込め防止対策等を図る。また、超高層ビル等における長周期地震動対策を講じる。
- オ 市は、病院等の多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者 が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断 結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うこ とにより、耐震化を促進する。
- カ 市は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

(3)空き家等の対策

- ・市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努め、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。
- ・また、大阪府とともに、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の 適正管理に係る相談窓口体制を整備し、相談窓口の普及啓発に努める。

2 工作物等の安全対策

(1)ブロック塀等の安全対策

ア ブロック塀・擁壁等の所有者等に対して安全点検、転倒防止対策の啓発を行い、また、 特に危険なブロック塀・擁壁等については、改善措置を講ずるよう指導する。

イ「ブロック塀等撤去補助」により、ブロック塀の安全対策を行う所有者を支援する。

(2)屋外広告物等の落下防止

- ア 落下や倒壊事故等のおそれのある屋外広告物、煙突等については、所有者に対して安全 点検の実施や改善措置を講じるように指導する。
- イ 大規模空間を持つ建築物の天井については、所有者に対し地震時の崩落防止対策を行う よう指導する。
- ウ 窓ガラスの飛散防止や、外壁タイル、屋根瓦等の安全点検・落下防止対策についての啓 発を図る。

(3)エレベーターの閉じ込め防止対策

- ア 現行基準に適合しないエレベーターの地震時のリスクや、地震時管制運転装置(地震の初期微動P波を感知し、エレベーターを最寄階に緊急停止して扉を開く装置)の設置の有用性等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を促進する。
- イ 建物所有者等にエレベーターの維持管理や地震時の対応方法等の情報を提供する。

3 文化財等の保護対策

指定文化財等を災害から保護するため、防災意識の高揚等を図る。

- (1)市民に対する文化財等の防災意識の普及啓発 ア 「文化財防火デー」等を活用した広報活動の実施
- (2)所有者等に対する防災意識の啓発 ア 文化財の防災に関する講習会等の実施
- (3)火災対策等、予防体制の充実
 - ア 初期消火と自衛組織の確立
 - イ 防災関係機関との連携
 - ウ 地域住民との連携
- (4)消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ア消防用設備等の設置促進
 - イ 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第2節 都市基盤施設整備の推進

《方針》

道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に 発揮できるように整備を図る。

《計画》

都市基盤施設整備の推進

- 1 道路網整備の推進
- 2 公園等における防災機能の充実
- 3 河川・水路等における防災機能の強化
- 4 密集市街地の整備促進

●主な担当部局・関係機関

環境部 • 都市計画推進部 • 都市基盤部 • 消防局 • 危機管理課

1 道路網整備の推進

道路網整備は災害時を考慮し、東西方向及び南北方向のネットワーク整備をはじめ有効な配置及び幅員等を十分検討し整備の推進に努める。整備に当たっては、当面、未整備の都市計画道路の整備を推進する。

2 公園等における防災機能の充実

都市公園の防災機能として、緑化の他、耐震性貯水槽の整備等を計画する。

また、緑地は地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、火災の延焼を防ぐ役割を担っており、環境面だけではなく防災上の観点からも緑地の保全、整備を推進する。

3 河川・水路等における防災機能の強化

河川や市が管理する水路・ため池については、ため池ハザードマップの作成や親水広場の整備、ため池の耐震対策等を推進し、災害時の消防用水、生活用水など防災利活用整備を推進する。

4 密集市街地の整備促進

密集市街地である庄内・豊南町地区は、国の定めた住生活基本計画において、地区の一部が「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表され、大阪府ではこれを受けて同エリアを対象に「大阪府密集市街地整備方針(令和3年3月改定)」を策定し、「地震時等に著しく危険な密集市街地」については、令和7年度末までに9割以上の解消、令和12年度末までに全域を解消することを目標としている。

豊中市においても、これら国や大阪府の動きにあわせて、同エリアを含む庄内・豊南町地区を対象に、道路などの都市基盤整備や建物の不燃化などにより、住環境の改善と防災性の向上に向けた取り組みを進め、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。

これらの取り組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取り組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環をめざす。

(1)選択と集中による主要生活道路・緑道の整備

防災性向上や住環境改善の観点から必要な事業箇所を抽出し、選択と集中による主要生活 道路・緑道の整備を行う。

(2)不燃化促進と防災意識の啓発

防災街区整備地区計画による不燃化誘導と木造住宅等除却費補助制度を活用し、地域の防災性を向上させるとともに、防災意識の啓発にも取り組む。

(3) 地域防災力の向上

地域住民等への防災啓発の強化・地域の防災まちづくり活動への支援、大学と連携した防災力向上等の取り組み、民間と連携した防災啓発の実施などに取り組む。

(4)暮らしやすいまちづくり

民間事業者との連携によるまちの再生、公共用地等の活用や道路整備を契機とした、将来的な視点に立った魅力あるまちづくり、公共用地等を活用したみどりの整備などに取り組む。

(5)密集事業の見える化

各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化(密集市街地まちの防災性マップ)に取り組む。

第3節 土木構造物の耐震対策の推進

《方針》

一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、 直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えな いことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る。

《計画》

土木構造物の耐震対策の推進 1 鉄軌道施設

2 道路施設

● 主な担当部局・関係機関

阪急電鉄(株)・北大阪急行電鉄(株)・大阪モノレール(株)・大阪府池田土木事務所 西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)・都市基盤部

1 鉄軌道施設

各事業者又は管理者は、高架橋、盛土部、モノレール等の構造物の耐震対策を実施する。

2 道路施設

(1) 道路の防災補修工事

道路法面及び路体等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。

(2)橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、 必要に応じて整備する。

橋梁の耐震基準は、「道路橋示方書」によるものとし、耐震点検調査や補強対策工事を行う。

(3) 横断歩道橋の整備

震災時に横断歩道橋が落下等して交通障害物とならないよう、横断歩道橋について、必要 に応じて耐震点検調査や補強等対策工事を行う。

第4節 ライフライン施設の災害予防対策の推進

《方針》

市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努める。

《計画》

ライフライン施設の災害予防対策の推進	1 上水道施設
	2 下水道施設
	3 電力供給施設
	4 ガス供給施設
	5 電気通信施設
	6 共同溝・電線共同溝の整備

●主な担当部局・関係機関

関西電力送配電㈱・大阪ガス㈱・西日本電信電話(㈱関西支店・KDD I (株) (関西総支社)・ソフトバンク(株)・都市基盤部・上下水道局

1 上水道施設

(1) 災害予防計画

被害を最小限にとどめるとともに、被害を免れた施設の有効利用により給水可能とする施設の確保を実現する。

ア施設の耐震化

重要給水施設への配水ルートの確保、災害時輸送道路、水管橋の補強、配水ブロック 化、老朽管の更生及び布設替、地盤変化箇所の対策、屈曲部・施設接合部位の対策及び耐 震管路網の整備等の対策を考慮しつつ、次の対策を計画的に進める。

(ア) 基幹施設の耐震化

施設構造物、場内管路及び付属設備の耐震化(伸縮可とう管の設置等を含む)

(イ)管路の耐震化

導・送水管の耐震化、配水幹線(本管)・支管の耐震化

イ 応急給水対策の整備

緊急時における応急給水のための対策及び必要な資機材の現況把握と確保対策を確立する。

(ア)拠点給水場所の整備

配水池からの緊急給水用取出口の整備

- · 柴原配水場(待兼山 741-1)
- ·野畑配水場(西緑丘 2-198-5)
- ・柿ノ木受配水場(新千里北町 2-46-3)
- · 緑丘配水場 (緑丘 3-104-3)
- ·新田配水場(上新田 4-66-1)
- ・寺内配水場(東寺内町 127)

(イ)災害時給水拠点の整備

給水拠点における飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

- ・桜の町公園内(桜の町2-5)
- ·豊南小学校(豊南町西 2-19-1)
- ·野田小学校(野田町 1-1)
- ·島田小学校(庄内栄町 2-20-1)
- · 熊野田公園内(旭丘2)
- (ウ) 仮設給水栓設置場所の整備

配水幹線(本管)の消火栓整備、配水支管の消火栓整備

ウ バックアップシステムの強化

緊急時における即時的な効果の役割を担うものとしての施策を進める。

(ア)配水系統間のバックアップ

配水系統間の相互融通のための連絡管整備

- (イ) 府内水道(用水供給)事業体拠点給水施設(あんしん給水栓)の活用
- (ウ) 隣接都市間の連絡管設置 都市間の相互融通のための連絡管整備

(2)復旧体制等の整備

管路等の被害状況把握と復旧作業の迅速化を実現するための施策を推進する。

ア 情報システムの整備

災害時の情報収集、発信システムの一元的処理体制の確保

イ 復旧計画

各計画のトータルとしての条件整理を図る。

(ア)配水ブロック化

市内全域の配水ブロック化

(イ)マッピングシステム

地図情報、管路情報システムの確立

ウ その他の予防対策

- (ア)災害時における市民の自立的な即応体制を図るための日常的な広報、啓発活動の強化 に努める。
- (4) 災害時に学校、ビル、高層住宅等の受水槽の活用及びその他の水源の確保へ向け、平素からの把握と活用方法の確立に努める。
- (ウ)防災、地震対策訓練及び緊急時資機材の平素からの点検に努める。

エ 協力体制の強化・充実

復旧要員等の確保を図るため、関係機関等との協力応援体制の強化・充実を図る。

2 下水道施設

(1) 災害予防対策等

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努めるとともに、降雨レーダーシステム並びに下水道施設への流入・流出量、水防情報について常に把握できる集中監視・解析・制御システム等の導入を推進する。

- ア 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度を確保する。
- イ 補強再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)を考慮して進める。 なお、維持修繕基準の設定や、事業計画における点検方法・頻度の明示等、予防保全を中心 とした戦略的な維持管理・更新を推進し、下水道機能の持続的確保に努めるものとする。

(2) 復旧体制等の整備

ア 応急復旧体制の強化

被害状況を迅速に把握し、円滑な復旧を図るため、日常の整備点検体制を強化するとと もに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

- イ 災害対策用資機材の整備・点検
 - (ア)災害時に必要な復旧用資機材を把握し、備蓄を含め調達システムを確立する。
 - (イ) 平常時から資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確立・整備する。
- ウ 防災訓練の実施
 - (ア)情報収集連絡体制・協力体制の強化・充実、緊急対応・応急復旧の手順の熟知を図る。
 - (イ)防災訓練等により防災意識の高揚を図る。
- エ 協力応援体制の強化・充実

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府や他の市町及び防災関係機関との協力 応援体制の強化・充実を図る。また、民間事業者等との協定締結による協力体制の整備に 努める。

3 電力供給施設

(1) 災害予防対策

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- ア 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の 確保を図る。
- イ 電力供給系統の多重化を図る。
- ウ 電気事業法、保安関係諸規程等に基づき施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- オ 倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

(2) 復旧体制等の整備

- ア 応急復旧体制の強化
 - (ア)被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
 - (イ)対策要員の動員体制を整備する。
 - (ウ) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧について予め計画を策定する。
- イ 災害対策用資機材の整備・点検
 - (ア)災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
 - (イ)災害対策用設備(移動用変圧器等)を整備する。
 - (ウ) 災害用対策車両(発電機車等)の配備増強を進める。
 - (エ) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- ウ 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

エ 電力会社相互間の応援体制の整備

大規模災害等により単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (ア)復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制 を整備する。
- (イ)災害時の一時的供給不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域 的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

(3)住民への広報

関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、 出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

4 ガス供給施設

(1) 災害予防対策

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- ア ガス施設(製造所・供給所等)について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊 急操作設備の充実強化を図る。
- イ 高圧、中圧、低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓 性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進す る。
- ウ ガス事業法、保安関係諸規程等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- エ 施設(管路)の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 復旧体制等の整備

- ア 応急復旧体制の整備
 - (ア)緊急措置判断支援システム(地震計の増設及びテレメーター化を推進することで、地震発生時に被害状況を迅速かつ的確に把握し、緊急措置判断を支援するシステム)の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
 - (イ)緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - 1) 緊急時に遠隔操作で導管網ブロック単位にガスの供給を遮断するシステム及び基準値以上の揺れを感知すると自動的に遮断するシステムの活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

- 2) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (ウ)被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの維持管理を行う。
- (エ)被害状況と復旧作業工程に応じて、作業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (オ) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、予め計画を策定する。
- (カ)ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上 に努める。
- (キ)施設の現状が把握できる施設管理図書等の整備・分散管理を図る。
- イ 災害対策用資機材の整備・点検
 - (ア)災害復旧用資機材及び代替燃料(圧縮天然ガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備する。
 - (イ)緊急時通信機器の整備充実に努める。
 - (ウ)消火・防火設備の整備充実に努める。
 - (エ) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- ウ 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

エ 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

(3)住民への広報

関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

5 電気通信施設

(1) 災害予防対策

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備(建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。)の強化と保全に努める。

- ア 電気通信設備等の高信頼化 (防災設計)
 - (ア)豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
 - (4) 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - (ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- イ 電気通信システムの高信頼化
 - (ア)主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - (4)主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。
 - (ウ)主要な電気通信設備について、非常用電源を整備する。
 - (エ)重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備等の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

オ 倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

(2) 復旧体制等の整備

ア 応急復旧体制の強化

広域的な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し運用する。

- イ 災害対策用資機材の整備・点検
 - (ア)災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
 - (イ)災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
 - (ウ) 災害用機器、資材及び物資用の輸送を円滑に行うため、予め輸送ルート、確保すべき 車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方 法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
 - (エ)災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- ウ 防災訓練の実施
 - (ア)防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年一回以上実施する。
 - 1) 災害予報及び警報の伝達
 - 2) 非常招集
 - 3) 災害時における通信疎通確保
 - 4) 各種災害対策機器の操作
 - 5) 電気通信設備等の災害応急復旧
 - 6) 消防及び水防
 - 7) 避難及び救護
 - (4)必要に応じて総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。
- エ 協力応援体制の整備
 - (ア)他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(イ)グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(3) 災害用伝言ダイヤル 171 の提供

輻輳の未然防止のため、震度 6 弱以上の地震発生時に起動するとともに、利用方法等について周知を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者やライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推 進する。

7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市及び大阪府は、災害発生時において、ごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

- (1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、 災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし 尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方 等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や地域 ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努め る。
- (4) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第5節 津波災害予防対策の推進

《方針》

市は、府及びライフライン関係事業者等と連携し、津波災害による被害を防止するため、津波災害予防対策と関連施設の整備推進に努める。

《計画》

津波災害予防対策の推進	1 ハード・ソフトを組み合わせた「多重
	防御」による津波防災地域づくりの推進
	(「津波防災地域づくりに関する法律」)
	2 津波に対する知識の普及・啓発
	3 津波避難誘導
	4 南海トラフ巨大地震を想定した防災
	訓練の実施
	5 避難関連施設の整備
	6 津波に強いまちづくり

●主な担当部局・関係機関

関西電力送配電㈱・大阪ガス㈱・西日本電信電話㈱関西支店・KDDI(株)(関西総支社)・ ソフトバンク(株)・都市基盤部・上下水道局

1 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進(「津波防災地域づくりに関する法律」)

(1)推進計画の作成等

市は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を必要に応じて作成する。

市は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の 危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

道路管理者は津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

(2) 津波から「逃げる」ための総合的な対策

市は、府等と連携し、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

2 津波に対する知識の普及・啓発

(1) 津波に対する基本的事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ 自主的に高い場所に避難すること
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すこと等、避難行動に関すること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- エ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日 以上にわたり継続する可能性があること
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する 可能性があること
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地 震の発生の可能性等、津波に関すること
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指 定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予 測の不確実性があること

(2) 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災 教育に努める。

(3) 住民等への普及・啓発

- ア 市は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの 整備を行い、住民等に対し周知する。
- イ 市は、府等と連携し、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、 住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。また、土地取引に おける活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- ウ 市は、府等と連携し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄 光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観 光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。

(4) 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、府等と連携し、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

3 津波避難誘導

(1) 津波避難計画等及び同策定指針の策定

市は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。

(2) 学校、病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、指定避難所に指定された場合等の応急対応 策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

4 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市は、府をはじめ防災関係機関と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難 のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

5 避難関連施設の整備

市は、府等と連携し、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波(レベル 2)に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みをすすめ る。

(1) 避難場所の整備

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、防災拠点化を図る。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と 間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 津波避難ビル等の指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1㎡の確保に努める。

市は、今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置等を考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

(3) 避難路等の整備

市は、府及び施設管理者等と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

6 津波に強いまちづくり

市は、府等と連携し、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

第6節 水害予防対策の推進

《方針》

市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努める。

《計画》

水害予防対策の推進 1	河川等の改修
2	2 水害防止対策の推進
3	3 防災重点ため池の災害予防計画
4	4 管路施設、ポンプ施設及び下水処理場の整備
5	5 水防用資機材の整備
6	5 大規模氾濫減災協議会への参画

●主な担当部局・関係機関

国土交通省猪名川河川事務所・大阪府西大阪治水事務所・大阪府池田土木事務所 危機管理課・財務部・都市基盤部・上下水道局・消防局・こども未来部

1 河川等の改修

(1)概 況

豊中市域を流下する河川は猪名川、神崎川、千里川、高川、天竺川、旧猪名川、兎川の7河川で、これらはいずれも河川改修計画や水害予防計画について、各河川管理者のもとで各々計画推進中であり、これらの早期実現に向け、国・大阪府に要望していく。

ア猪名川

猪名川の河川整備は、淀川水系河川整備基本方針(平成19年8月)により、計画高水 流量を基本として、淀川水系河川整備計画(令和3年8月)に基づいて河川整備が進めら れている。

イ 神崎川

神崎川は、比較的橋梁が少なく、流域も大きく洪水量も多いため、防潮堤方式を採用している。

防潮ラインは一応完成しているが、嵩上げの困難な橋については、防潮鉄扉を設けて、 高潮の進入を防いでいる。

さらに、治水安全度の一層の向上を図るため、嵩上げが可能な橋については、順次嵩上げ及び防潮堤の建設を進めている。

ウ 千里川、天竺川、兎川、高川

これらの河川改修は、長期的におおむね100年に一度の大雨に対応できることを目標に 改修計画を定め、当面の1時間当たり50mmの降雨に対応できる改修は既成している。

工 旧猪名川水門、排水機場

旧猪名川水門は、神崎川から旧猪名川に高潮が逆流するのを防止し、旧猪名川排水機場は水門閉鎖時の内水排水を行う。

旧猪名川水門、排水機場の管理・操作に関し管理協定、操作規定を大阪府、兵庫県、豊中市間で締結しており、水門、排水機場の維持・操作は豊中市長が行う。

(2)予防計画

- ア 早急な完全改修の施工とともに、中小河川については、局地的な集中豪雨に耐え得るような流量の再検討と整備について、国及び大阪府に対して要望していく。
- イ 市においては、随時河川パトロールを行い、水防上危険であると認められる箇所がある ときは、河川管理者に必要な措置を求める。
- ウ 平常時から国土交通省猪名川河川事務所をはじめ、水防関係機関と密接な連携を図り災害の未然防止、拡大防止に万全を期す。
- エ 洪水子報河川、水位周知河川(水位情報周知河川)の指定があった場合は、伝達・通知された情報をもとに迅速に対応する。

資料:予防-2 河川等の主な整備計画

2 水害防止対策の推進

国及び大阪府が行う洪水予報、浸水想定区域に基づいて、洪水・高潮に対する事前の備えと 洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

(1)洪水予報

- ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にまたがる河川その他流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、大阪府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- イ 大阪府は、管理河川等のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれ のあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、水 防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。また、上記アに より通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

本市では、現在、猪名川(平成11年2月26日)、神崎川(平成17年4月26日)が洪 水予報河川として指定されている。

ウ 近畿地方整備局及び大阪府は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川等の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

大阪府は、洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川〔水位周知河川(水位情報周知河川)〕である管理河川(千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川)において、避難判断水位及び氾濫危険水位に達した場合は、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、雨量の情報を活用するなど、河川等の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

大阪府は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川等の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(3) 水防警報の発表

ア猪名川

近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川 について、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行い、直ちに大阪府に 通知する。 イ 神崎川・千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川

大阪府は、洪水又は高潮により重大な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報の発表を行う。また、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

ウ 水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関等を出動又は、出動準備させる。

(4) 水位情報の公表

ア猪名川

近畿地方整備局は水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行い、直ちに大阪府に通知する。

イ 神崎川・千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川 大阪府は、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

(5) 浸水想定区域の指定・公表

- ア 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に 浸水が予測される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定さ れる水深、浸水継続時間等を公表する。
- イ 大阪府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川(水位情報周知河川)が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その 区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- ウ 市及び大阪府は、今後、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した 排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等 に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域として、雨水出水浸水想定区域 の指定を、又その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等の公表を検討 する。
- エ 大阪府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が 発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(6) 浸水被害軽減地区の指定

・水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(7)浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- ア 市は浸水想定区域の公表を受けて、作成した河川・高潮のハザードマップを市民に周知するとともに、浸水が予測される地域住民等に対し、情報伝達の経路、避難施設や避難方法等についての出前講座や啓発を行い、水害予防対策を推進する。また避難誘導体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者等の避難が円滑に行えるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- イ 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要

するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法をあらかじめ定めておく。また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保計画、非常災害対策計画を作成するとともに、この計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

ウ 市及び大阪府は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

資料:予防-14 浸水想定区域内等要配慮者利用施設一覧

(8) 洪水・高潮リスクの開示

ア 洪水・高潮リスクの開示

大阪府は、管理河川等において様々な降雨により河川氾濫・浸水・高潮が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

また、市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

イ 洪水・高潮リスクの周知及び利用

市及び大阪府は、公表された洪水・高潮リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

また、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

ウ高潮対策

市は、高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

(9) 地下空間の浸水予防対策

ア 情報の提供

地下街及び地下施設等の地下空間の分布を把握するとともに、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報の入手に努め、市民、地下空間の管理者等に対し、情報の提供を図る。

イ 避難体制の整備

地下街及び地下施設等の管理者に対して、防水板、防水扉、防水扉の整備、出入り口のマウントアップ、土嚢の常備を促すとともに、利用者等の避難誘導体制を整備し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に勤めるよう普及啓発するとともに、水防法の規定に準拠した避難確保計画の作成を促す。避難確保計画の作成にあたっては、接続ビル等の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

3 防災重点ため池の災害予防計画

ため池については、堤防の決壊等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、 大阪府やため池管理者等関係機関と連携して、洪水調節機能を活用した余水吐の改良等、ため 池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・ 避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

市は、大阪府やため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施し、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画(平成19年1月)」に基づき耐震対策を実施する。

なお、当市にはため池が約40あるが、規模を考慮し万一氾濫等が発生した場合、大きな被害が生じるおそれがあると予想される池を「防災重点ため池」としている。

資料:予防-3 ため池防災関係水防区域一覧表

4 管路施設、ポンプ施設及び下水処理場の整備

(1)概 況

市域を流下する河川は、一部が天井川であり、さらに南部地域一帯が低地帯であることから、自然流下によって河川に直接排水することが困難である。そのため浸水対策として、下水道管路施設の整備を推進し、河川に排水する施設として下水処理場やポンプ施設の建設を行ってきた。また、道路側溝等も排水施設の一環として整備を行ってきた。

各施設の概要は、以下のとおりである。

ア管路施設

雨水対策整備として、5年に一度の降雨を対象に施設整備を行ってきた。今後は、10年 に一度の降雨を対象とした施設の増強を図る。また、必要に応じ雨水貯留施設等の整備を 図る。

イ ポンプ施設

桜井谷ポンプ場、利倉ポンプ場、穂積ポンプ場、小曽根第1ポンプ場、小曽根第2ポンプ場、千里園ポンプ場での整備。今後は10年に一度の降雨を対象とした施設の増強を図る。

ウ 下水処理場

庄内下水処理場の整備。今後は10年に一度の降雨を対象とした施設の増強を図る。

5 水防用資機材の整備

災害発生に伴う停電時の情報確保の電池式受信機を設備しておく。また、水防資機材確保の ため、手持資材量を調査し、緊急時の補給に備えるとともに、資機材を使用し、又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

> 資料:風水害-3 豊中市関係水防倉庫一覧表 資料:風水害-4 水防用資機材一覧表

6 大規模氾濫減災協議会への参画

洪水予報河川(猪名川・神崎川)及び水位周知河川(千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川)に関連して、大規模氾濫減災協議会が組織されたとき(これに相当する会議を含む)は、本市も、流域の他自治体、河川管理者とともにこれに参画する。

また、水害対応タイムライン等、当該協議会で討議・決定された取り組み方針等に基づき、 大規模氾濫減災対策を推進する。

第7節 地盤災害予防対策の推進

《方針》

地震に伴う液状化やがけ崩れなどの災害から市民の生命・財産を守り、災害に強い まちづくりを進めるため、地震災害被害想定調査結果等の情報提供等により災害防止 に努める。

《計画》

地盤災害予防対策の推進

- 1 宅地等の安全対策
- 2 警戒避難体制等

● 主な担当部局・関係機関

大阪府池田土木事務所・危機管理課・都市計画推進部・都市基盤部・消防局・こども未来 部

1 宅地等の安全対策

(1)がけ地対策

大阪府及び市は、土砂災害警戒区域等の把握・周知に努め、急傾斜地の崩壊により災害発生のおそれがある箇所については、土地所有者等に急傾斜地の保全を要請する。

また、市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に基づき、当該警戒区域ごとに警戒避難体制を定め、ハザードマップ等の配布を行う。さらに土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

大阪府、市、警察、消防等の防災関係機関は、地域住民の協力を得て、防災パトロールの 実施など災害発生の未然防止と災害時の避難誘導、住民への広報等の応急対策実施体制を確立する。

また、市は必要に応じて、特定非営利活動法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、パトロールを実施及び情報提供を行う。

資料:予防-4 土砂災害警戒区域

(2) 宅地防災対策

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。また、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法第3条)内で行う一定の造成工事については、 許可を要し技術基準に適合した内容としなければならない他、区域内の土地の所有者等はそ の保全に努めなければならない。また必要に応じ、市は監督処分等を行うことができる。

また、大規模盛土造成地の位置と範囲を示す、大規模盛土造成地マップを公表し、宅地に対する防災意識の向上に努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努め、また液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

(3)情報連絡体制の確立

市は、警察、その他の機関及び地域住民の協力を得て、当該地域の災害発生危険性の情報、気象警報、避難指示等の情報連絡体制を確立する。

(4) 避難指示等

土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに当該危険区域の住民に対して高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保を発令することとし、指定避難所の開設準備や、高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保の伝達体制、避難誘導等の体制及び警察、消防、地元自治会等との協力体制の整備を図る。

(5) 液状化危険区域

地盤の液状化が予想される区域を災害の被害想定によって明らかにし、パンフレットなど を通じて市民への指導啓発に努める。

2 警戒避難体制等

市は、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項については風水害応急対策計画に定めるが、市民の円滑な警戒避難が行われるために、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等、必要な事項を住民に周知させるよう努める。

また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条)

上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する 事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・ 訓練に関する事項等を定めた計画(避難確保計画)、非常災害対策計画を作成する。また、作 成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

大阪府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

3 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第8節 危険物等災害予防対策の推進

《方針》

災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る。

《計画》

危険物等災害予防対策の推進 1 危険物災害予防対策2 指定可燃物災害予防対策3 高圧ガス災害予防対策4 毒物・劇物災害予防対策5 放射線災害予防対策

●主な担当部局・関係機関 大阪府・消防局

1 危険物災害予防対策

消防法に基づき、火災の発生又は延焼拡大の危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその製造、貯蔵・取扱び運搬についての規制を行っている。

また、指定数量未満の危険物は豊中市火災予防条例により規制されている。

(1)保安教育及び訓練の実施

- ア 危険物施設の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者に対し、保安管理の向上を図るための講習会、研修会等を実施する。
- イ 危険物施設の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、従業員等に対し、安全管理 及び災害予防のための教育を実施する。
- ウ 危険物施設の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、危険物安全月間、火災予防 運動等の機会をとらえて危険物に対する意識の高揚及び啓発、訓練を実施し、事業所の防 災体制の充実を図る。
- エ 一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、保安体制の整備を図るため、危険物保安監督者の選任、自衛消防隊の設置、予防規程の作成などを指導する。

(2)指導の強化

消防法をはじめ関係法令に基づき立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- ア 危険物施設の位置・構造・設備の維持管理
- イ 危険物の製造、貯蔵・取扱
- ウ 危険物の運搬、移送及び積載の方法等
- エ 移動タンク貯蔵所など移動する危険物についての路上査察の実施

2 指定可燃物災害予防対策

わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火活動の著しく困難となる物品を指定可燃物として市火災予防条例により貯蔵及び取り扱いの基準が定められており、「1 危険物災害予防対策」に準じた予防対策を講じることとする。

3 高圧ガス災害予防対策

関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

ア 消防法に基づく届出、その他関係法令に基づく通報等により、必要に応じて立入検査を 実施し、防災上必要な事項を指導する。

特に、消防活動阻害物質として指定されている物質については実態把握に努め、必要に応じて警防計画等を整備する。

- イ 事業所に対しては、消火剤等の確保と応急措置体制等についての検討及び防火管理者等 に適切な消防計画の作成について指導する。
- ウ 高圧ガス施設の管理責任者、防火管理者等は、従業員等に対し、安全管理及び災害予防 のための教育を実施する。

4 毒物·劇物災害予防対策

「3 高圧ガス災害予防対策」に準じた予防対策を講じることとする。また、学校施設、研究所等に対して、化学実験室等薬品保管場所における毒物・劇物等の容器及び収納棚等の転倒落下防止並びに破損(漏洩)防止の安全対策を実施するよう指導する。

5 放射線災害予防対策

放射性同位元素等の取り扱いについては、放射線障害防止法、労働安全衛生法、医療法、薬事法等に基づき規制が行われており、市と事業者は、密接な連携を図りながら、汚染拡大防止等に配慮した対策を講じる。

ア 施設の防災対策

放射線施設の設置者は次の措置を講じる。

- (ア)施設の耐震、不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (イ)放射線による被曝の予防対策を促進する。
- (ウ)放射線量の測定を行い、平素から放射能レベルを把握する。
- (エ) 自衛消防防災体制の充実改善を図る。
- イ 放射線防災に関する知識の普及

放射線防災関係機関は市民に対し、次の事項について知識の普及を行う。

- (ア)放射線及び放射性物質の特性
- (イ)施設等の概要
- (ウ)放射線災害とその特性
- (エ)放射線災害時における留意事項
- ウ 防災業務関係者に対する教育

放射線防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対し、次に掲げる事項について教育を行う。

- (ア)放射線防災体制及び組織に関する知識
- (イ)放射線防護に関する知識
- (ウ)放射線及び放射性物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (エ)放射線緊急時医療に関する知識

工 防災訓練

放射線防災関係機関は、共同又は単独で緊急時通信連絡訓練、緊急時放射線測定訓練等の防災訓練を実施する。

オ 放射線測定機器類の整備

放射線防災関係機関は、放射線測定機器類を整備する等、平常時及び緊急時における放射線量等放射性物質に関する情報を把握する体制を整備する。

カ 防護資機材の整備

放射線防災関係機関は、放射線災害応急対策に従事する者が必要とする個人被曝線量測定用具、区域の放射線量測定用具及び被曝を低減するための防護資機材を整備する。

キ 防災対策資料の整備

放射線防災関係機関は、放射性物質等による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策を実施するため、防災上重要な施設の分布等周辺地域の防災対策上必要な資料を整備する。

6 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

資料:予防-5 危険物取扱所等施設数一覧表

第3章 生命と暮らしを守るまちづくり(防災体制の整備)

第1節 防災体制の整備

《方針》

災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る。

《計画》

防災体制の整備 1	組織体制の整備
2	緊急連絡体制及び動員計画
3	職員の災害対応力の向上
4	資機材等の整備
5	応援・協力体制の整備
6	消防力の充実
7	自治体被災による行政機能の低下等への対策

●主な担当部局・関係機関

危機管理課•都市計画推進部•都市基盤部•上下水道局•消防局•各部

1 組織体制の整備

(1)総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備充実を図る。

【防災に係る組織体制】

組織名称等	活動等の内容	備考
防災会議	地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。 市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関 する重要事項を審議する。	資料:一般-1参照
防災会議幹事会	平常時の防災対策の総合的な推進を図る。	資料:一般-2参照
地震災害 警戒本部	本市域で震度4が観測されたとき、東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき等において設置し、情報収集 及び災害対策本部の設置準備等を行う。	地震災害応急対策計画第1章 第1節 災害対策本部の設置 参照
風水害対策本部	風水害警戒体制の配備基準に加え、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合に設置し、風水害に係る警戒活動及び応急対策活動を実施する(被害規模等の状況に応じて、A-1号配備体制、A-2号配備体制、又はB号配備体制で対応する)。	風水害応急対策計画第2章 第2節 風水害対策本部の設 置参照
災害対策本部	災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集する。 本市域で震度5弱以上を観測し、又は大規模な災害が発生するおそれがあるとき等において設置し、災害応急対策を実施する。 風水害対策本部を設置し、警戒、応急対策活動を実施しているときで、災害対策本部の設置基準に該当する状況となった場合は、災害対策本部体制に移行し災害応急対策を実施する。	地震災害応急対策計画第1章 第1節 災害対策本部の設置 参照 風水害応急対策計画第2章 第4節 災害対策本部の設置 参照

役職	役割
部長 (チーム長)	災害対策本部等において担当部(チーム)の職員を統括する。
副部長(副チーム長)	災害対策本部等において担当部長(チーム長)の補佐をする。
班長 (グループ長)	災害対策本部等において担当班(グループ)の職員を統括する。
副班長(副グループ長)	災害対策本部等において担当班長(グループ長)の補佐をする。

- (2) 防災上重要な施設の管理者、防災関係機関との連携及び協力体制を確立する。
- (3) 上記の庁内組織体制の他、大阪府とも連携して、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制を構築し、適切な対応がとれるように努める。

2 緊急連絡体制及び動員計画

(1) 緊急連絡体制

突発的な災害発生に備え、24 時間体制の市役所庁舎守衛及び消防局から危機管理担当部課長等に情報連絡が行えるよう体制の確立を図る。

また、守衛及び消防局は市民、関係機関等からの情報の整理に努めることとし、連絡を受けた危機管理担当部課長等は関係機関との連絡調整を行うとともに、速やかに活動体制を確立する。

(2)動員計画

各部及び関係機関は、個々の災害対策要員の配備体制(動員計画)及び役割についてあらかじめ定める。また、勤務時間外についても緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制の確保を可能にしておくとともに、不測事態に備え、代理順など指揮命令系統等を明確にしておく。

3 職員の災害対応力の向上

(1) 災害対応マニュアル等の見直し・習熟

ア 災害対策本部の各部の各班長は、定期的に「災害対応マニュアル」及び「各班業務マニュアル」を見直し、災害対応に万全を期すこととする。

- イ 個々の職員は、日頃から「災害対応マニュアル」及び「各班業務マニュアル」に目を通 し、習熟しておくこととし、災害時の状況(時系列)に応じて的確な対応ができるよう備 える。
- ウ 各班長は、本計画に基づき作成した「災害対応マニュアル」及び「各班業務マニュアル」を各職員に周知し、また各自の任務分担の自覚、防災知識とその技術の修得を図るため、防災研修等を実施する。

(2)研修・訓練の実施

職員の災害対応力の向上を図るため、職員への防災研修、防災訓練を実施する。

- ア 災害対策本部、各部の班長は災害対応マニュアル等に基づく研修・訓練を年に1回以上 実施し、実施内容及び実施結果等を危機管理課に報告する。
- イ 危機管理課は年度末に防災研修及び防災訓練の実施状況を市長に報告する。

4 資機材等の整備

災害時に備え、燃料、発電機、車両、水防資材、救助用資材等の資機材の整備及び備蓄物資等の適正配置等を図るとともに、定期的に点検を行う。また、資機材、備蓄物資、燃料等が不足する場合に対処するため、供給協定による民間流通備蓄の活用などそれらを緊急調達し得る体制の確立に努める。

また、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

5 応援・協力体制の整備

(1) 市町村間の広域応援体制の充実

災害時の相互援助を目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する協定等の各種協定により、広域的な相互応援体制の推進に努める。

(2)関係団体との協力体制の確保

建設業者その他の関係機関・関係団体と災害時の防災活動に関する協力体制の確立に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(3) 応援・受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

ア 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受け入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

イ 計画に定める内容

- (ア)組織体制の整備
- (4)他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ(具体的な方法、手順等を分野や経過時間に即した受援の仕組みを設定)
- (ウ)人的応援に係る担当部局との調整
- (エ) 災害ボランティアの受け入れ
- (オ)人的支援等の提供の調整
- (カ)全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ
- (キ)人的・物的資源の管理及び活用

(4) 緊急消防援助隊応援体制の充実

近年、南海トラフ地震等の切迫性やNBCテロ発生等の危険性の高まりが指摘されている 状況を踏まえ、広域緊急対応体制の充実強化を図るため、平成15年6月その整備体制や消 防庁長官の指示権の創設などを内容とした消防組織法の改正が行われ、平成16年4月全国 で部隊数2.821隊の緊急消防援助隊として新たに発足した。 現在、国の基本計画に沿って、緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図っている。

当市は令和3年4月現在12隊(消火隊6隊・救助隊1隊・救急隊4隊・後方支援隊1隊) を登録している。

(5) 広域避難の協議等

市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難のための立ち退きを指示した場合におけるその立ち退き先を避難場所とすることが困難であり、かつ、住民等の生命又は身体を災害から保護するため住民等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、住民等の受け入れについて、府内の他の市町村長に協議することができる。

6 消防力の充実

(1)消防水利の確保、整備

- ア 震災時の消火栓の機能低下を考慮し、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備、河川、ため池 等の自然水利やプール等の活用により、震災時においても有効な消防水利の確保に努める。
- イ 震災時においても有効な各消防水利間の距離がおおむね250m以内となるよう整備を図る。
- ウ 河川、ため池、プールなどの管理者は、消防機関と協議しながら、消防水利の確保のために、耐震対策の推進など必要な施設・設備の整備に努める。
- エ 「豊中市土地利用の調整に関する条例」に基づき、消防水利の確保について指導する。

資料:予防-7 消防水利一覧表

(2) 常備消防力の強化

ア 消防庁舎・車両等の整備

災害時に予想される同時多発火災に対応するため消防車両等を補強整備する。また、地震に対応できるよう消防庁舎の耐震化を進める。

- イ 人命救助用資機材の整備
 - 火災、建物倒壊等での救助事案に対応できるよう、必要な資機材の整備に努める。
- ウ 救急救命士の配置
 - 高度救命処置を実施する救急救命士を確保し配置する。
- エ 認定救急救命士の配置
 - 気管挿管や薬剤投与など、更に高度な救命処置を実施できる認定救急救命士の養成に努める。

(3) 非常備消防力の強化

常備消防の強化とともに地域防災力の強化を図るため、消防団の資機材の整備に努める。

7 自治体被災による行政機能の低下等への対策

上町断層帯地震等の大規模災害が発生した場合、行政施設・職員が被災し行政機能が大幅に低下することも想定されるため、迅速な災害対応及び市民生活に直結する通常業務の継続・復旧に向け、「豊中市業務継続計画」に基づき、必要な体制整備を行う。体制整備にあたっては、必要な要員の確保に努めるとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。

また、行政機能が低下した場合でも、速やかに被災者対応を行えるよう被災者支援のためのシステムの整備を図る。

さらに、相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の構築・強化に努めるとともに、その実効性の確保に留意する。なお、被災市区町村応援職員確保システム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。)を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第2節 災害情報網の整備

《方針》

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報伝達体制の整備に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制の整備に努める。

《計画》

災害情報網の整備1 情報連絡体制の整備2 情報収集伝達体制の強化3 災害広報体制の整備4 災害時相談体制の整備

5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

●主な担当部局・関係機関

危機管理課・総務部・都市経営部・財務部・市民協働部・消防局

1 情報連絡体制の整備

(1)通信系の確保

災害時の情報伝達手段である有線電話及び無線電話の設備機能を常時維持するため、保守 管理を徹底するとともに、地震に備え機器の転倒防止、予備電源の確保等に努める。

また、地震発生時に庁内LANの通信連絡を確保するため、ネットワーク環境の保全に努めるとともに、発生した際には災害対策本部体制において大阪府防災情報システムの運用を確保できるよう努める。

なお、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保するよう努める。

(2) 防災行政無線等の拡充

災害時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、大阪府並びに府内市町村と相互に連携 し、無線通信網の多重化対策や停電対策等の一層の強化とともに、防災情報システムの構 築、防災行政無線(移動系・同報系)等の運用体制の強化を図る。

また、災害時に機動的に活用できるよう、関係機関等と平時より定期的な訓練の実施や整備に努める。

さらに、被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線等の活用を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。また、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

(3) 消防救急デジタル無線の拡充

消防団との連携、広域応援体制の充実等を考慮し、消防救急デジタル無線の整備充実拡充 に努める。

(4) 大阪府防災情報システムの活用

災害時に機動的に活用できるよう、日頃からシステムの習熟に努める。

2 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、気象警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(移動系防災行政無線を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、Lアラート(災害情報共有システム)、ポータルサイト(おおさか防災ネット)のホームページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、情報の地図化等による伝達手段の高度化にといった最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の強化に努める。

勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、24 時間体制の市役所庁舎守衛及び消防局との 連携を強化する。

緊急地震速報について、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動が取れるよう、普及啓発を進める。

3 災害広報体制の整備

市をはじめ防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

(1) 広報体制の整備

ア 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

- イ 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- ウ 広報文案の事前準備
 - (ア) 地震情報 (震度、震源、地震活動等)・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況
 - (4)住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - (ウ)出火防止、初期消火の呼びかけ
 - (エ)要配慮者への支援の呼びかけ
 - (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況
- エ 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

(2)緊急放送体制の整備

市は放送事業者と連携して、法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

(3)報道機関との連携協力

放送事業者、通信者、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4 災害時相談体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話・ファクシミリ等の設置の手順、相談窓口開設等の体制を整備する。

5 停電時の住民への情報提供

市をはじめ防災関係機関は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市は、大阪府・防災関係機関と連携して、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

また、市外へ避難した者については、確実に情報が提供できるよう、避難先市町村に所在地情報を提供するよう「全国避難者情報システム(総務省)」の周知を図る。

第3節 火災予防体制の整備

《方針》

市及び市民並びに事業所は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大を防止するため、火災予防体制の整備を図る。

《計画》

火災予防体制の整備

1 建築物等の火災予防

●主な担当部局・関係機関 都市計画推進部・消防局

1 建築物等の火災予防

- (1)一般建築物(住宅を含む)
 - ア 火災予防査察の強化

当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に 基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について改善指導する。

イ 防火・防災管理体制の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物並びに一定規模以上の建物の所有者、管理者、占有者(以下「所有者等」という。)に対し、消防法第8条及び第36条の規定による防火管理者及び防災管理者を活用し、防火・防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- (ア)消防計画の作成及び同計画に基づく訓練の実施
- (イ)消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- (ウ)火気取扱の監督、収容人員の管理など
- (エ) 自衛消防組織の編成並びに活動
- ウ 防火対象物及び防災管理定期点検報告制度の推進
 - (ア)対象施設の関係者の防火・防災に対する認識を高め、点検<u>基準</u>適合への取り組みを推進する。
 - (4)一定規模、用途の防火対象物の管理権原者が火災予防及び防災管理に関する専門知識 を有する者に防火・防災管理業務等の消防関係法令の尊守状況について定期的に点検さ せ、より高い安全性を確保する。
- エ 定期報告制度の活用

特定行政庁(建築主事を置く市町村においてはその長)は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備、防火設備の適切な維持保全の促進を図る。

オ 市民、事業所に対する指導・啓発(第1章 第1節 「市民の防災力の向上」参照) 市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具、電気器具の取り扱い、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

カ 住宅防火対策

高齢者や障害者などの要配慮者はもとより、市民を火災から守るため住宅用火災警報器の設置推進に努める。

(2) 高層建築物 (高さが 31mを超えるもの)

高層建築物は、その建築に際しては建築基準法に基づく審査及び指導のほか、特に防災上・ 構造上の安全を確保する必要があるものについては、専門機関による評価を受けるよう指導 が行われている。

構造上の特殊性、不特定多数の人が出入りするため消防活動などの災害対応は極めて困難 と予想されるため、予防査察を効果的に実施するなど、所有者等に対する火災の未然防止を 指導する。

ア 防災計画書の作成指導

原則として、高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

イ 共同防火管理体制の確立

管理権原が分かれている高層建築物、地下街において共同防火管理体制の確立を指導する。

ウ 共同防災管理体制の確立

防災管理を行わなければならない建物で、管理権原が分かれている建物において共同防 災管理体制の確立を指導する。

工 防炎規制

高層建築物、地下街において使用する防炎対象物品については、防炎性能を有するもの を使用するよう指導する。

オ 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(3) 地下街

地下街については、火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極めて困難であるうえ、中にいる人達が混乱状態に陥ることも予想され、災害時の危険性が極めて高い。このため、建築基準法、消防法等によるほか「地下街の取扱いについて」(昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第314号)等により、その防火・安全対策の確保を図っているところであるが、上記(2)「高層建築物ア〜ウ」によるほか、地下街連絡協議会の設置、「地下街防火・安全計画」の作成指導などにより防火・安全対策の確保・指導を行う。

(4) その他不特定多数が利用する大規模施設

市、大阪府をはじめ関係機関は、消防法改正(平成19年6月)に伴い、学校、病院、工場、 事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものに ついては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置する とともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対 し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第4節 災害時医療体制の整備

《方針》

災害時の医療救護活動が、迅速かつ連続して適切に行えるよう、大阪府及び医療関係機関と連携しながら災害時医療体制の整備を図る。

《計画》

災害時医療体制の整備	1	医療体制の整備
	2	医療情報の収集伝達体制の整備
3	3	医療救護班の整備
4	4	後方医療体制の整備
	5	医薬品及び医療用資器材等の確保体制の整備
6	6	患者等搬送体制の整備
-	7	個別疾病対策

● 主な担当部局・関係機関

豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会・豊中市病院連絡協議会・豊中市訪問 看護ステーション連絡会・市保健所・市立豊中病院・健康医療部・消防局

1 医療体制の整備

災害発生時に、医療対策に関わる意思決定を行うため、豊中市医師会、豊中市歯科医師会、 豊中市薬剤師会、豊中市病院連絡協議会、豊中市訪問看護ステーション連絡会、市保健所、市 立豊中病院からなる医療本部を設け、災害医療体制の確立を図る。

医療本部の役割は、次のとおりとする。

- (1)発災直後からの初期医療体制の意思決定に関すること
 - ア 救護所開設
 - イ 救護班の派遣
 - ウ 体制の確立
 - エ 情報の収集・伝達
- (2) 広域医療体制の意思決定に関すること
 - ア 大阪府への応援要請
 - イ 広域応援協定に基づく応援要請(医療資機材、医薬品等)
- (3) 救護班・医療ボランティアの応援要請及び受け入れに関すること
- (4)保健衛生対策に関すること
 - ア 防疫に関わる措置
 - イ 心のケア
 - ウ健康相談

なお、府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相 互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター

(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)及び災害派遣医療チーム (DMAT)の充実強化や 実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターへリによる災害時の機動的かつ効果的な運 航体制の構築、ドクターへリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターへリ等が離着 陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム(DMAT)から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

2 医療情報の収集伝達体制の整備

医療関係機関と連携し、災害時において迅速かつ的確な医療情報の収集伝達を行うため、医療施設の被害状況や空床状況等を把握するとともに、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の有効活用を推進する。

また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 医療救護班の整備

豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会・豊中市訪問看護ステーション連絡会と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できる医療救護体制の整備を図る。

(1)医療救護班の整備

豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会と協力し、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法について予め定める。

(2) 医療救護所の設置体制の整備

医療救護所開設の手順や役割分担等の体制について整備を図る。また、医療救護所の設置場所は、北部は豊中市医療保健センター、南部は庄内保健センターとし、応急救護所は傷病者が多数発生している災害現場直近に設置する。

4 後方医療体制の整備

医療救護所では対応できない患者の二次、三次医療を、大阪府地域防災計画に定める災害医療機関を中心に、被災を免れた(被災地域内、被災地域外を含め)全ての医療機関で実施する体制の整備を図る。また、必要に応じて、大阪府で整備する広域搬送拠点臨時医療施設との連携を図る。

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院である大阪府立急性期・総合医療センターは、地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、重傷患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材備蓄機能、医療救護班の受け入れ機能、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣機能、応急患者搬送への対応機能を有する。豊能二次医療圏においては、大阪府済生会千里病院及び大阪大学医学部付属病院が地域災害拠点病院に位置づけられている。

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患など専門医療を必要とする個別疾病対策の拠点として、大阪府立病院機構の大阪国際がんセンター、大阪精神医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪母子医療センターの4施設が位置づけられている。

(3) 市災害医療センター

市災害医療センターに市立豊中病院が位置づけられており、本市における医療救護活動の拠点として整備する。

(4) 災害医療協力病院

患者の受け入れに協力する医療機関として救急告示病院等が指定されており、地域災害医療センター、市災害医療センター等との協力体制の強化に努める。

(5)病院災害対策マニュアルの作成等

各医療機関は、災害時における診療機能を確保するため、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成するとともに、平常時から訓練を実施する。

(6) 地域医療連携の推進

災害時において、医療関係機関が連携した医療活動が実施できるよう、平常時から、MC (メディカルコントロール) 協議会や、豊能保健医療推進協議会(救急医療に関する小委員会)等と連携し、地域の実情に応じた医療体制を構築する。

5 医薬品及び医療用資器材等の確保体制の整備

大阪府、市及び日本赤十字社大阪府支部は、豊中市薬剤師会や関連業者の協力を得て、災害の発生後、緊急を要する医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

6 患者等搬送体制の整備

大阪府及び市は、医療救護所や市内の病院等から被災地外後方医療機関への患者、医療救護 班、医薬品等の搬送体制を整備する。

7 個別疾病対策

大阪府及び市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、血液疾患、小児医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを検討する。

第5節 緊急輸送体制の整備

《方針》

陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に必要となる輸送手段・輸送拠点 を把握・点検するとともに、平常時より災害時に備えた民間業者との協力体制の推進 に努める。

《計画》

緊急輸送体制の整備

- 1 緊急交通路の整備
- 2 災害時用臨時ヘリポートの選定等
- 3 輸送手段の確保体制の整備
- 4 物資を指定避難所等へ的確に供給する仕組みの構築
- ●主な担当部局・関係機関

大阪府•危機管理課•都市基盤部•消防局

1 緊急交通路の整備

(1)緊急交通路の選定

大阪府が選定した広域緊急交通路に加え、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び指定避難所等を連絡する道路として、地域緊急交通路を選定する。

ア 広域緊急交通路(大阪府選定)

名神高速道路

中国自動車道

阪神高速道路(高速大阪池田線)

国道 176 号

国道 423 号

主要地方道大阪中央環状線

国道 479 号・府道西宮豊中線(大阪内環状線)

主要地方道大阪池田線

市道緑地北側線·服部緑地2号線(寺内~服部緑地)

一般府道熊野大阪線(服部緑地~若竹町)

市道曽根服部緑地線(長興寺南~服部緑地)

イ 地域緊急交通路(市選定)

主要地方道伊丹豊中線・主要地方道旧大阪中央環状線(上新田~走井)

主要地方道豊中亀岡線・市道曽根箕面線(長興寺南〜北緑丘)

市道神崎刀根山線(二葉町~上野坂)・都市計画道路穂積菰江線

資料:予防-8 緊急交通路路線図

(2)緊急交通路の応急点検体制等の整備

緊急交通路のうち市管理の道路については、その機能を確保できるよう整備を推進する。 また、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や道路啓開体制及び応急点検体制を整備する。

(3)緊急交通路の周知

選定した地域緊急交通路等の緊急交通路については、災害時に機能を確保するため、平常 時から市民に対し広報誌等を通じて周知に努める。

(4)緊急通行車両の事前届出

防災関係機関は緊急通行車両として使用する計画のある車両について「緊急通行車両事前 届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

(5) 重要物流道路の指定等

災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣に指定された重要物流道路については、大阪府と協議のうえ機能強化及び重点支援を実施する。

2 災害時用臨時ヘリポートの選定等

陸上交通のマヒに備えて、災害時の救助、救護活動、緊急物資の航空輸送のための災害時用 臨時ヘリポートを選定し、大阪府に報告する。

また、ヘリポートへのアクセスを整備・確保するとともに、災害時に他府県等(自衛隊・警察・消防等)からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

資料:予防-9 災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表

3 輸送手段の確保体制の整備

災害時の防災関係機関の輸送能力を補完するため、大阪府トラック協同組合、阪急バス㈱の指定公共機関又は指定地方公共機関との連携に努めるとともに、民間事業者との協定等により連携体制の構築を図る。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

市は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

4 物資を指定避難所等へ的確に供給する仕組みの構築

市の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に搬送できるように、ニーズの把握方法、物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを構築する。

また、供給する物資が不足する場合を想定し、大阪府や他市町村への応援要請体制、国のプッシュ型支援を受ける場合の受入体制等、物資調達体制の整備・充実を図る。

なお、本市では、市立豊島体育館を物資拠点として位置づけ、この拠点を中継点として、大阪 府物資拠点等から物資を受け取り、市の備蓄物資とあわせて、各指定避難所に配送するものと する。

さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第6節 避難体制の整備

《方針》

災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努める。

《計画》

避難体制の整備 1 指定緊急避難場所、避難路の選定等
2 指定避難所の選定・整備
3 福祉避難所の選定・整備
4 愛玩動物の収容対策の検討
5 避難誘導体制の整備
6 市民等への周知
7 避難者相互受け入れ
8 応急仮設住宅建設候補地の事前選定
9 応急危険度判定体制の整備
10 斜面判定制度の活用
11 り災証明書の発行体制の整備

●主な担当部局・関係機関

警察 • 危機管理課 • 財務部 • 環境部 • 福祉部 • 都市計画推進部 • 都市基盤部 • 教育委員会 • 健康医療部

1 指定緊急避難場所、避難路の選定等

指定緊急避難場所及び避難路について、それぞれ安全性等を検討のうえ必要箇所を抽出し、 選定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生 するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについ て、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害において は当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努 めるものとする。

指定緊急避難場所、避難路の選定にあたっては次の事項に留意する。

(1)指定緊急避難場所(一時避難場所)の選定

地震の場合における一時的な避難場所として、空地面積がおおむね 1,500 ㎡以上の公園・ 運動場等を周囲の状況を勘案して指定する。

また、火災については大阪府の選定基準であるおおむね1ha以上の公園・運動場等を指定する。

なお、洪水等他の災害の場合については、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(平成29年3月)に基づき選定する。

(2) 指定緊急避難場所(広域避難場所)の選定

大規模な延焼火災に対し、有効な遮断ができる空地を選定する。

- ア 想定される避難者1人あたりおおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること
- イ 面積が 10ha 以上のもの
- ウ 面積が 10ha 未満の公共空地で、該当公共空地に隣接し、又は、近接してこれと一体的 に避難場所としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計 面積が 10ha 以上となるもの
- エ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの(ア〜ウに該当するものを除く)

資料:予防-10 指定緊急避難場所(広域避難場所)位置図

(3)避難路の選定

- ア 広域避難場所に通じる避難路としての選定基準は、原則として幅員が16m以上の道路 (ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合 には、幅員10m以上の道路)及び10m以上の緑道
- イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難 上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道(アに該当するものを除く)
- ウ 落下物、倒壊物による危険や避難障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易なこと

資料:予防-8 緊急交通路路線図

(4) 指定緊急避難場所、避難路の明示・周知

避難場所・避難路の指定にあたり、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号(JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

2 指定避難所の選定・整備

(1)指定避難所の選定・整備

- ア 地震等の災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれ のある者を臨時に収容する施設を原則として公共施設の中から選定する。なお、指定緊急 避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める ものとする。
- イ 選定した指定避難所については、2次構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保、必要に応じた電気容量の拡大等、避難の実施に必要な設備・機器の整備、多様な災害時情報伝達手段の整備により、良好な生活環境の確保に努める。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、要配慮者等の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、施設の段差解消、手すり・障害者等用便所の設置、障害者等が落ち着ける環境整備、障害特性に対応したコミュニケーション手段の確保、多言語での避難所施設の案内表示・情報提供等に努めるとともに、避難所生活において支障なく移動できるルート(仮設スロープの準備等)を確保するなど、避難所生活(水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等)に支障のないよう配慮する。

要配慮者を保護するため、二次的避難所として、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設について、福祉避難所の指定を進めるとともに、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、大阪府と連携し必要な人員を確保する。福祉避難所を指定した場合は、その役割について住民に周知する。

- ウ 市は、大阪府とともに、日常生活用具等の整備に努める。
- エ 市は、大規模な指定避難所に非常用電源設備(自家発電設備等)を確保し、稼働時間の 確保に向け燃料確保体制の整備に努める。
- オ 指定避難所管理者不在時の指名職員による指定避難所(公立小中学校)直行による開設体制の整備を行う。
- カ 指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切 に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらか じめ受け入れる方策について定めるよう努める。

資料:予防-11 指定緊急避難場所·指定避難所総括表 資料:予防-12 指定緊急避難場所·指定避難所等一覧表

カ 洪水時避難施設の選定

猪名川・神崎川・天竺川・兎川・千里川・高川・箕面川の外水氾濫による浸水により避難を必要とする住民を、氾濫による生命の危険がなくなるまでの期間、臨時的に受け入れすることのできる避難施設を選定する。洪水時避難施設へは、氾濫が開始する前に徒歩で避難することを原則とする。

- (ア)洪水時避難施設は、浸水の危険性及び徒歩で避難する距離に配慮して、町・丁単位で構成される避難ブロックごとに、浸水が想定される区域外に選定する。
- (イ)洪水時避難施設の運営管理体制の整備
 - ・洪水時避難施設の管理者不在時の指名職員による洪水時避難施設への直行による開設体制の整備・洪水時避難施設を管理するための責任者の派遣
 - ・災害対策本部との連絡体制
 - ・自主防災組織、施設管理者との協力体制
- キ 避難所生活長期化の場合の留意事項
 - (ア)施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
 - (4) し尿処理ができない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。
 - (ウ)避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。
 - (エ) 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等 集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
 - (オ)「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。

- (カ)女性や子育てに配慮した避難所設計の促進に努める。
 - ・乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - ・女性用物干し場の設置
 - ・トイレ・更衣室以外にも男女各々の専用スペースの設置
- (キ)指定避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (ク) 言葉や文化のちがいに配慮した避難所設計の促進に努める。

(2) 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、大阪府が示す指針を踏まえて指定避難所の管理運営マニュアル(豊中市避難所運営マニュアル・新型コロナウイルス感染症対策等)をあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。この際、マニュアルや訓練等を通じて避難所運営管理に必要な知識の普及を図るなど、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- オ NP0 等外部支援者の活用
- カ 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策の徹底
- キ 避難所における防犯対策(性被害・DV対策等)の徹底
- ク 女性の視点への配慮

3 福祉避難所の選定・整備

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障害のある人、乳幼児・妊婦等の要配慮者のため、福祉避難所をはじめ、福祉避難スペース、緊急入所施設・病院等を選定するとともに、資機材の確保を推進する。また、福祉避難所等の感染症・熱中症、衛生環境対策を徹底する。

(1)福祉辟難スペース

体育館等において避難生活が困難な人をスムーズにスクリーニングできる体制を構築し、 避難先である小中学校の場合は教室等で1校あたり300~350 m²程度を確保する。

(2)福祉避難所

福祉避難所への避難対象と想定される人数を収容できるだけの施設数(延べ床面積)を確保するとともに発災後のスムーズな開設、移送、運営が実現できるよう民間福祉事業者との協力体制の構築や運営マニュアルを整備する。また福祉避難所の役割について住民に周知する。

(3)緊急入所施設、病院、市外施設等

発災後のスムーズなスクリーニングや、自宅から直接入所入院もできるよう避難先の確保 と移送計画を定めるとともに、災害時には市外(府外)施設への入所も想定した依頼先の選定 や手順書の作成を行う。

なお、本市における要配慮者区分ごとの避難先は下表のとおりである。

要配慮者区分ごとの避難先表

	要配慮者区分	避難先
	要支援1・2	福祉避難スペース
高齢者	要介護1・2	福祉避難所
	要介護 3 以上	緊急入所施設、病院、市外施設等
障害者	・身体障害者手帳所持者(6級~3級) ・療育手帳B所有者 ・精神障害者保健福祉手帳2級所持者 ・身体障害者手帳所持者(2級) ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者	福祉避難スペース 福祉避難所
	·身体障害者手帳所持者(1級)	緊急入所施設、病院、市外施設等
乳幼児・ 妊婦その他	・乳幼児・妊婦・その他 (手帳不所持の障害福祉サービス利用者)	福祉避難スペース

資料: 豊中市福祉避難所基本方針

4 愛玩動物の収容対策の検討

愛玩動物の所有者(飼い主)は、災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。

(1) 愛玩動物同行避難者の受け入れ

ア 同行避難

- (ア)災害発生時に、避難が必要な飼い主は、愛玩動物と同行避難することを原則とし、 愛玩動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。
- (イ) また、施設側は、避難者が愛玩動物を理由に受け入れを拒否されることのないよう受け入れ体制の整備に努める。

イ 避難所における愛玩動物の飼養スペース

- (ア) 避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースと愛玩動物の飼養スペースを原則分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。
- (イ)避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、愛玩動物飼養可の居住スペースや屋外等に愛玩動物を適切に飼養できるスペースを確保するよう努める。

ウ 災害に備えた事前準備

- (ア) 飼い主は、平時から、愛玩動物の避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。
 - ・ 予防接種や外部寄生虫の駆除
 - ブラッシングで抜け毛をとる
 - ・ 迷子札の装着
 - ・鑑札の装着 (犬の場合)
 - マイクロチップの挿入
- (イ)飼い主は、愛玩動物用備蓄(家庭内備蓄)の準備に努める。(以下、例示)
 - ・療法食、薬(必要なペットには必ず準備)
 - ・少なくとも5日分の水とペットフード、食器
 - ・予備の首輪、リード(伸びないもの)、キャリーバッグ
 - ペットシーツ、トイレ用品
 - ・愛犬・愛猫手帳など(飼い主の連絡先やペットの情報、飼い主と一緒に写った写真 が確認できるもの)
- (ウ)飼い主は、愛玩動物のしつけに努める。(以下、例示)
 - キャリーバッグやケージに慣らしておく
 - 「マテ」、「オイデ」、無駄吠えの制御、決められた場所での排泄などのしつけ

5 避難誘導体制の整備

- (1)地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会、豊中市赤十字奉仕団、豊中市社会福祉協議会など地域住民組織等と連携した体制づくりを推進する。
- (2) 高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や、判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (3) 避難行動要支援者の避難行動をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、避難行動要支援者の情報把握、市・避難支援等関係者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するよう努める。
- (4)学校、病院、社会福祉施設等、多数のものが利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。
- (5) 地下街や駅などの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対して計画作成を働きかける。
- (6) 津波浸水想定区域に指定されている大島町3丁目11番(神崎川以南地域)については、別途作成する「豊中市津波避難計画」において、避難場所、避難経路、情報伝達方法等を明らかにするとともに、当該区域内の住民、事業者等に周知する。また、関係者の参加による防災訓練(避難訓練)を実施するよう努める。

6 市民等への周知

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、「防災マップ」「浸水ハザードマップ(津波による浸水を含む)」「土砂災害ハザードマップ」「防災ガイド」の配布や広報活動、訓練等を通じて避難場所や警戒レベルに対応した避難行動、避難の際の留意点等の周知徹底を行う。

周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、避難指示、災害発生情報等が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、立退き避難が必要な場合に住民に求める行動について平時からの周知に努める。

【避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動】

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	発令時の状況 ・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	住民に求める行動 ○高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。 ○高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。 ○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した
		うえで自らの判断で「屋内安全確保」する。 ○高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング。
避難指示 (警戒レベル4)	・災害が発生するおそれが高い状況、 即ち災害リスクのある区域等の居	○居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 ○日はかによる。************************************
	住者等が危険な場所から避難する べき状況	○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・災害が発生又は切迫している状況、 即ち居住者等が身の安全を確保す るために立退き避難することがか えって危険であると考えられる状況 ・本情報は市から必ず発令される情報ではないことに留意。	○居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。 ○具体的にとるべき避難行動は「緊急安全確保」 ○ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市から発令されるとは限らない。

7 避難者相互受け入れ

市域境界附近の地域住民の避難体制を円滑に進めるため、近隣市と避難者の相互受け入れを行う。

8 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から応急仮設住宅の建設 候補地を選定する。

9 応急危険度判定体制の整備

地震により被災した宅地や建築物等の二次災害を防止するための被災宅地危険度判定・被災 建築物応急危険度判定に必要な資機材の整備、被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度 判定士の受入体制の整備など危険度判定の実施体制を整備する。

10 斜面判定制度の活用

- (1) 土砂災害から市民を守るため、大阪府、砂防関係団体との連携により、特定非営利活動法人砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。
- (2) 大阪府及び市は、特定非営利活動法人等と連携し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

11 り災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第7節 要配慮者支援体制の整備

《方針》

高齢者や子ども、障害者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい状況にある。また、高齢者の増加、国際化による外国人市民の増加など要配慮者の増加が予測される。このため、これらの状況に適切に対処するための対応策を進める。

《計画》

要配慮者支援体制の整備	1	福祉のまちづくりの推進
	2	社会福祉施設等における対応
	3	避難行動要支援者対応
	4	外国人市民等への対応
	5	その他の要配慮者への対応

●主な担当部局・関係機関

危機管理課・人権政策課・市民協働部・福祉部・こども未来部・とよなか国際交流協会・ 都市基盤部

1 福祉のまちづくりの推進

「大阪府福祉のまちづくり条例」、「豊中市福祉のまちづくり整備要綱」、「第4期地域福祉計画」、「豊中市第五次障害者長期計画」等によるまちづくりを進めるとともに、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、豊中市社会福祉協議会等との相互の連携に努め、介護や障害の状況など、それぞれに応じた介護・医療的なケアなどの福祉サービスの継続的な提供を行うために、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

2 社会福祉施設等における対応

社会福祉施設、こども園などには、高齢者や障害者、乳幼児といった災害発生時には自力での行動が困難な人も入所又は通所しているため、これらの人々の安全を図るため、日頃から対応策を講じておくことが必要である。

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災体制の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した防災計画を施設ごとに策定する。

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、消火や避難等が円滑に行えるように定期的に施設ごとの防災訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害時に施設の被害や火災発生を防止するため、施設や設備、保有危険物等の安全点検を定期的に行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所(通所)者は、自力での避難が困難である場合が多く、福祉避難所の選定・指定を行うとともに、災害発生時の避難にあたっては、地域住民の協力が得られる体制づくりを推進するため、地域社会との連携を密にする。

(1)避難行動要支援者支援プラン

大阪府の指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、豊中市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

ア 全体計画の策定

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定める。

イ 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

(2)避難行動要支援者名簿の作成

災害時には、避難行動要支援者が比較的多く被災する傾向があることから、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。このため、法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、避難行動要支援者名簿については、更新期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つよう、定期的に更新するとともに、庁舎被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、名簿の作成にあたっては、平常時から、プライバシーの保護に十分配慮し、避難行動要支援者の状況把握に努める。

ア 名簿に記載する避難行動要支援者

名簿に記載する避難行動要支援者は、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の 必要性を総合的に勘案して判断する。

【避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲】

高齢者	1. 65 歳以上の単身世帯で、介護保険法に定める要介護 1 又は 2 並びに 要支援 1 又は 2 の認定を受けた者			
要介護認定	2. 介護保険法に定める要介護3、4又は5の認定を受けた者			
	3. 身体障害者手帳所持者			
	(1)視覚障害(1級又は2級)			
	(2) 聴覚障害(2 級)			
	(3)上肢機能障害(1級又は2級)			
	(4)下肢機能障害(1級又は2級)			
障害者	(5)体幹機能障害(1級又は2級)			
	4. 単身で精神障害者保健福祉手帳1級所持者			
	5. 単身で療育手帳A所持者			
	6. 難病患者			
	(1)特定医療費(指定難病)の受給者であって常時人工呼吸器装着者			
	(2)小児慢性特定疾病医療受給者であって常時人工呼吸器装着者			
その他必要な方	7. 前各号に掲げる者のほか、災害時の自力避難に不安を抱く者で、市			
	長が特に必要と認めた者			
ただし、一定の要	呼を満たす福祉施設の入所者については対象者から除外する。			

イ 名簿に記載する個人情報及び入手方法 名簿の作成に必要な個人情報は以下のとおりとする。

【名簿作成に必要な個人情報】

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号·FAX 番号
- ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

情報の入手については、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、要件に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要支援・要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、必要に応じて府知事等に対して、情報提供を求める。

また、市が定める避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲を定めた形式的な要件に該当しない者であっても、災害時の自力避難に不安を抱く要配慮者の内、市長が特に必要と認めた者については登録する。

ウ 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は以下を基本として定める。しかしながら、避難支援にはマンパワー等が必要であり、今後、市民への理解を深め、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保することに努める。

【避難支援等関係者となる者】

小学校を範囲として、組織化・活動している以下の団体とする。

- 1. 各地区民生・児童委員会
- 2. 豊中市社会福祉協議会(校区福祉委員会)
- 3. 自主防災組織
- 4. 豊中市地域自治推進条例第7条に基づく、市の認定を受けた地域自治組織
- 5. 上記のほか、市の認めた団体

エ 避難支援等関係者への名簿の提供

作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するため、本人の意思確認を行い、平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供を行う。なお、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難支援に必要な限度で名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供する。

避難行動要支援者名簿は、必要な情報漏えい対策を行い、関係者間で情報を共有しつ つ、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

(3)個別避難計画の作成

市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)の作成に努める。

■個別避難計画に記載する事項

○氏名	○指定緊急避難場所・指定避難所
○年齢・生年月日	○避難経路
○性別	○避難支援等実施者(氏名、住所、電話番号)
○住所	○記載情報提供同意の有無
○電話番号	○その他市長が必要と認める事項
○避難支援等を必要とする事由	

■個別避難計画の利用・提供等

	の利用・使人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
情報の収集	○市は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名 その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の 目的以外の目的のために内部で利用することができる。○市は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、府知事その他の者に 対し、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。
個別避難計画 情報の利用	○市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
個別避難計画 情報の提供	 ○市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、個別避難計画情報を提供することについて本人(当該個別避難計画情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○上記により提供する個別避難計画情報に記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者(氏名、住所、電話番号)、避難場所、避難経路、その他市長が必要と認める事項とする。 ○市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
個別避難計画 情報を提供する 場合における 配慮	○市は、個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
秘密保持義務	○個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人の場合は、その役員)若しくは その職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者 又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避 難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 防災についての指導・啓発

避難行動要支援者及びその家族に対する指導や地域住民の役割を明確にし、広報等に努める。

(5)情報連絡手段の整備

避難行動要支援者として登録した世帯を対象に、障害者ファクシミリ等の情報伝達手段の 整備を進める。

(6) 安全機器の普及促進

避難行動要支援者として登録した世帯を対象に、防火指導や簡易型の警報設備、スプリンクラー設備等の普及促進に努める。

(7) 避難指示等の情報伝達体制の確立

適切なタイミングで、適切な地域に避難指示等が情報伝達できるよう、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いた伝達体制の確立に努める。

(8) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援の充実

- ア 在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認及び各 人の実情に合わせた避難支援を実施する。
- イ 避難支援等関係者は、災害時に適切に行動できるよう、より多くの避難行動要支援者の 参加のもと、実践的な安否確認訓練や避難誘導訓練などを地域ぐるみで実施するよう努め る。
- ウ 避難支援等関係者は、平常時の活動を通じて避難行動要支援者の情報の把握に努めると ともに、顔のみえる関係を構築するなど、避難行動要支援者が地域にとけ込んでいくこと ができるように努める。

(9)避難支援等関係者への支援

避難支援等関係者による避難支援の取り組みが効果的に進展するよう、個人情報の取り扱い や具体的な支援方法などを記載したガイドライン等を提供する。

(10)避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うにあたり、地域の実情や災害状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

4 外国人市民等への対応

市は、大阪府や外務省をはじめとする国の関係機関、他市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団 (OFIX) 、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

市内在住の外国人と外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、とよな か国際交流協会との協定締結や大阪府国際交流財団(OFIX)と連携し、市内在住の外国人 に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導において は、多言語化、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。一方、外国人旅行者に対しては、 早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのウェブサイトや SNS 等を通じて発信 したり、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努め る。

気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

また、外国人市民等が避難行動を行う際に抱える困難や日常生活での課題等について広く市民に情報提供を行い、外国人市民等が地域に溶け込んでいくことができるよう努める。

- (1)日本語を解せない外国人市民向けの防災パンフレット等の広報印刷物等の配布
- (2)災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発、地域との交流促進
- (3) 災害時多言語情報支援センターの設置(外国人市民等の被災状況の把握、多言語での情報発信、日本語を解せない外国人市民等に対する災害時相談窓口の開設)等による外国人住民への支援
- (4) 災害情報等を提供するためのポータルサイト(市ホームページ)の多言語化

なお、市は、総務省や他地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

5 その他の要配慮者への対応

避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、バリアフリー事業の実施など災害時における 情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

なお、府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。

第8節 帰宅困難者支援体制の整備

《方針》

市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかける。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかける。千里中央駅周辺地域においては、都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策等の取り組みについて働きかける。

また、助ける側になって、可能な範囲で地域における「共助」の活動を宿泊施設、事業者、大学等に働きかける。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取り組みを行う。

《計画》

帰宅困難者支援体制の整備

- 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動
- 2 駅周辺における滞留者の対策
- 3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発
- 4 代替輸送確保の仕組み
- 5 徒歩帰宅者への支援

●主な担当部局・関係機関

大阪府、危機管理課・都市計画推進部・人権政策課・都市活力部

1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、大阪府や関西広域連合と連携して、事業者等に対して次のような施設内待機等に係る計画の策定を進める。

- (1) むやみな移動の抑制
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3)企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- (4)従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5)従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認(家族間であらかじめ決定)
- (6) これらを確認するための訓練の実施

2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は平常時から鉄道事業 者等関係者との連携体制の確立を図る。

また、公共交通機関が休止した場合の駅周辺対策として臨時避難に関する協定を進める。

3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、大阪府が関西広域連合と連携して確立する主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを踏まえて、市民に対し適切な情報提供を図るとともに、これらの情報入手方法についての普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

4 代替輸送確保の仕組み

鉄道の代替としてバスによる輸送の円滑な実施に向け、大阪府が構築を図る近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みが速やかに機能するよう、連携を図るとともに市民への情報提供を行う。

5 徒歩帰宅者への支援

大阪府は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、市は災害時帰宅困難者体験訓練への参加を呼びかけるなど円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

(1)給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所(「防災・救急ステーション」と呼称)において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。アー時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗(「災害時帰宅支援ステーション」と呼称)において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供 また、市は、大阪府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能す るよう大阪府等とも連携する。

第9節 非常用物資の確保体制の整備

《方針》

災害による被害が発生した場合に、救護・救援体制を迅速に実施するため、食料・生活物資等を備蓄、又は関係団体との協力のもとに流通在庫の確保を行う。

備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

《計画》

非常用物資の確保体制の整備	1	飲料水の確保
	2	井戸水による生活用水の確保
	3	食料及び生活必需品の確保
	4	防疫・衛生用資材の確保
	5	備蓄品の管理
	6	消毒の実施

● 主な担当部局・関係機関

大阪府•危機管理課•福祉部•都市基盤部•上下水道局•健康医療部

1 飲料水の確保

大阪府及び水道事業体は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 応急給水用資機材等の整備

ア 加圧型給水タンク車、給水タンク、仮設給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材 は下表のとおりとする。

	現有
加圧型給水タンク車(1.7t)	2台
給水タンク(1t)	3 基
非常用飲料水袋	60入 16,000 袋

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽等の確保

- · 豊南小学校内(豊南町西 2-19-1)
- ·野田小学校内(野田町1-1)
- ·島田小学校内(庄内栄町 2-20-1)
- ・熊野田公園内(旭丘2)
- ・桜の町公園内(桜の町2-5)
- ウ ボトル水の市内備蓄倉庫などへの備蓄

2 井戸水による生活用水の確保

災害時における井戸水の有効活用を図るため、大阪府と協力し災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

3 食料及び生活必需品の確保

(1)市の備蓄倉庫の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、中央防災倉庫及び小学校の 余裕教室等を利用し、備蓄倉庫を整備する。

(2)物資の確保

南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震(1日分)と南海トラフ巨大地震(3日分)それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

なお、算出根拠となる豊中市の想定避難所避難者数は、直下型地震(上町断層帯地震A)の場合 53,470 人、南海トラフ巨大地震の場合 5,917 人と設定されている。

算出式		
避難所避難者数×3 食×1.2(注)		
(注)1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの		
上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。		
避難所避難者数×必要枚数2枚/人		
【粉ミルク】		
避難所避難者数×1.6%(0~1 歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g/人/日(南		
海トラフ想定の場合は3日を乗じる)		
【液体ミルク】		
避難所避難者数 $ imes 1.6\%$ ($0\sim 1$ 歳人口比率) $ imes 70\%$ (人口授乳率) $ imes 1$ リット		
ル/人/日(南海トラフ想定の場合は3日を乗じる)		
避難所避難者数×1.6%(0~1 歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本(注)/人		
(注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。		
※市は必要数分(100%)、大阪府は予備分とする。		
避難所避難者数×2.5%(0~2 歳人口比率)×8 枚/人/日		
避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日		
避難所避難者数×0.01		
※避難所避難者 100 人に 1 基、市はBOX型(マンホールトイレ等含む)、大阪府は		
調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。		
(直下型地震による) 避難所避難者数×48%(12~51 歳人口比率)×52%(12~		
51 歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日と(南海トラフ巨大地震によ		
る)避難所避難者数×48%(12~51 歳人口比率)×52%(12~51 歳女性人口		
比率) $ imes 5/32$ (月経周期) $ imes 5$ 枚/人/日 $ imes 3$ 日で算出した数量を比較し多い方		
(直下型地震による) 避難所避難者数×7.5m/人/日と (南海トラフ巨大地震に		
よる) 避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方		
(直下型地震による) 避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による) 避難所		
避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方		

※大阪府「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について(令和2年9月」より抜粋

資料:予防-13 備蓄物資数量及び場所一覧表

(3)緊急調達体制の確立

ア 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に 努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

市は、大阪府等と連携して、自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

その他、市は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

イ 民間企業との協定の推進

被災人口が拡大すると、備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が足りなくなることが予想されるため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保する。さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等との協定等により緊急時の物資調達に努める。

ウ 広域的な受入体制

広域的な救援物資の受け入れについては、大阪府の広域防災拠点等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制を整備する。

なお、大阪府等からの救援物資の受入拠点(物資拠点)は、市立豊島体育館とする。併せて物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備に努める。

4 防疫・衛生用資材の確保

災害により感染症発生のおそれのある場合や浸水被害に備えて、被害の状況に応じた消毒方法を実施するために、必要な資機材、クレゾール液及びオルソ剤等の防疫用薬剤等の確保に努める。

資料:予防-15 消毒器具・機材の保有状況

5 備蓄品の管理

災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に迅速に対応できるよう、常時点検・整備するとともに、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

6 消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条に基づき、消毒を行う。 また、浸水時に広範な対応が可能となるよう業者と連携した消毒実施の体制を整備する。

第10節 交通確保体制の整備

《方針》

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努める。

《計画》

交通確保体制の整備 1 鉄軌道及びバス関連施設

2 道路、橋梁施設

3 空港施設

● 主な担当部局・関係機関

阪急電鉄㈱・北大阪急行電鉄㈱・大阪モノレール㈱・阪急バス㈱・国土交通省大阪港湾・空港整備事務所・新関西国際空港㈱(関西エアポート㈱)・大阪府池田土木事務所・都市基盤部・空港課・危機管理課

1 鉄軌道及びバス関連施設

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌 道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

(2)バス関連施設

災害発生に際し、乗客の安全を確保するとともに輸送機関としての機能を十分に活用できるよう、乗客の安全確保のための関係施設(バスターミナル等)の整備点検、乗客の避難、 誘導のための乗務員の教育等に努める。

2 道路、橋梁施設

道路管理者は、道路啓開用資機材を整備する。また災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等、体制の整備に努める。

(1) 概況

道路・橋梁は、災害時の避難・応急活動の動脈として重要な役割をもっており、その整備が災害時の被害の軽減及び拡大防御につながるため、常にその整備状況を確認しておく。

(2)予防計画

- ア 道路については、改良・舗装など平素から維持補修に努める。
- イ 橋梁については、災害に強い橋梁への補強に努める。
- ウ 歩道、防護柵等交通安全施設及び街路灯については、新設及び維持補修に努める。
- エ 計画中の都市計画道路のうち、災害時の地域緊急交通路として位置づけられるものについては、その整備を促進する。
- オ 自転車通行空間の整備や無電柱化の推進など、道路空間の整備に努める。

3 空港施設

(1) 概況

本市は、市街地の中に大阪国際空港を抱え、航空機の大型化と頻繁な発着に伴い、航空機 事故に対する住民の不安は非常に高いものがある。

また、航空機の大型化に伴い災害の規模が非常に大きくなることも予想される。

(2)予防計画

- ア 国、航空会社等の関係機関は安全運航のための教育、保安施設の整備充実、航空資機材の整備、点検等を行い、事故発生防止に努める。
- イ 甚大な被害が予想される万一の事態に備えて国、地方公共団体、航空会社はもとより、 すべての関係機関は、平素から相互に緊密な連携協調を図り災害時に備えるものとする。
- ウ 災害に迅速な有機的対策を行えるよう関係機関、関係市等による航空機事故対策総合訓練を行う。

第 11 節 災害及び防災に関する調査研究

《方針》

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施する。 なお、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用に努める。

《計画》

災害及び防災に関する調査研究 1 関係機関との情報交換

2 防災に関する資料の収集及び分析

●主な担当部局・関係機関

危機管理課•各部

1 関係機関との情報交換

大阪府、他市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の防災対策に関する計画や情報について、連絡を密にし、情報交換に努める。

2 防災に関する資料の収集及び分析

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

第 12 節 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

《方針》

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図るものとする。

《計画》

地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進	1	対象区域
	2	計画期間
	3	計画対象事業

●主な担当部局・関係機関 大阪府・各部

1 対象区域

市全域

2 計画期間

令和3年度~令和7年度(第6次)

3 計画対象事業

豊中市に位置するもの。事業主体が豊中市以外の場合は事業主体名を記載する。

- (1)避難地
- (2) 避難路
- (3)消防用施設
- (4)消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、又はヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7)公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9)公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10)公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11)(7)~(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地 震防災上補強を要するもの
- (12)津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するために必要な河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に 必要な設備及び資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1) \sim (19) に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの